

本日の会議に付した案件

農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二号)
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六三号)

○羽田委員長 これより会議を開きます。

農業協同組合法の一部を改正する法律案及び昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の両案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。島田琢郎君。

○島田委員 農協法並びに農林年金法の改正に当たりまして、農協を中心にして若干私の考え方を述べさせていただきますが、大臣の御見解をこの際伺いたい、こう思います。

農協法の改正というものは何度かやられているわけでありまして、戦後でございました協同組合法というものは大変大きな目的をもって制定され、その後、戦後の混乱期から、農業のあり方も含めて組合自身が果たした役割りは少なからざるものがあつたという評価はできるところであります。またまた農協法改正の出発に当たって、農協の本来的目的というものがさらに補強され、組合員である農家の期待にこたえるべき農業協同組合が全国にも相当活動を活発に始めるという時期になつたと思うのです。

こうした一連の経過を振り返ってみますと、農業協同組合というのはあくまでも農民の、つまり組合員の負託にこたえ、その経営の発展向上、そして安定化、また生活をしっかりと支えるよりどころとしてこれからの目的から逸脱することはできない、そういうものであるかと思うのです。

ところが最近、こうした厳しい情勢を迎えてまいりますと、農協本来の姿勢というものがやや変わつてきているのではないかと。そのときどきの社会情勢に押し流されていくことは必ずしも農協本来の目的に合致し得ない、こういう悩みがあることは私もよくわかるのでありますけれども、しかし、あくまでも農民の社会的な立場が農協を通して明確にされるということも含めて、農協の果たす役割りというものは大変重要になつてきている、こういうふうにも思ふのです。今度の改正に当たりますのは、やや環境の変化に伴う対応としてやむを得ない、こういう改正であることを私も認めたかと思ふのです。

ただ、気になりますのは、全国同じような傾向を持つていられると言えませんが、農協によつては信用事業が肥大化する、あるいは共済事業に集中をする、こういうような形になつて、極端なことを言えば、金貸し農協ではないかなどというふうな批判も生まれてくる。これは本来の農協の目的あるいは設立の趣旨からいいますと、いかにものかという感じを持つ農協も二、三見受けられる、こういう意見に対して私もやや肯定的に農協を見ている部分もございします。ですから、こうした批判にしっかりとこたえるためには、農協本来の使命をしっかりと自覚しながら、農協のあるべき姿というのはいかなるものかというのを真剣に追求し、探求をしていかなくてはならないのではないかと。そういったしますと、行政上指導の責任を持つております農林省にも農業協同組合のあるべき姿といたつたものの写真真といふことが、そうした農協像といふものをしっかりと行政の立場にも持つていただかざるを得ない、この辺のあたり、こういうことになりかねません。この辺のあたり、農協像といふものについて大臣はどのようにお考えになつていらっしゃるか、そのことをまずお尋ねしてみたいと思ひます。

○田澤国務大臣 御承知のように、戦前は農業指導については農会が、あるいは信用あるいは利用、販売については産業組合がその役割りを果たして

まいったのでございしますが、戦時中農協会ができて、その後、戦後になりました、自主的な協同組織として二十二年にいまの農協ができたわけだ、ございまして、自來、日本の社会経済の大変な変遷の中で革命的なまでのいわゆる農業の改革、改正を進めながら農協経営に大きな貢献をしてきたことは御案内のとおりでございします。

しかし、最近の農協の状況は、ともすれば組合員の営農だとか生活から離れた利益を中心にした経営といふものがどうも目立ってきたやうな状況にございします。しかしながら、現在の農業の置かれてある環境というのは、先生御承知のやうにいわゆる兼業化、混住化さらにまた高齢化といふ非常に厳しい環境にあるわけにございまして、その中で新しい農業をどうつくらなければならぬいかというところは大きな課題なのでございします。また、まず、営農計画といふものを思い切つて指導してやるぐらいの農協の力が必要であらう。また、それに伴ひまして信用あるいは利用、販売その他部門を集中して運営することが農協のこれからあるべき姿じゃないだろうか、こう私は思ひます。いま、農協が秋の大会を目指して一つの改革案の構想をお持ちのようではございしますから、私にそれには大きな期待を抱いてございします。農林水産省としても、農協はあくまでも自主的な協同組織でございしますので、農林水産省がそれに余りにも食い込み、指導をするといふことは避けなければならぬけれども、できるだけ健全な組織体としての指導は今後もいたしてまいりたい、かように考えております。

○島田委員 大臣のおっしゃった点は私も同感でございします。

ただ、余り指導に深入りするといふことは避けたいとお考えの点は、私は受け取りがたい面がございします。というのは、やはり行政の指導といふことによつてずいぶん大きく農協の運営そのものにもプラスする面があるわけにございします。それは、余り細々したことまで言うといふことは、これは干渉でありますからいけません、あるべき農協像といふものをしっかりと大臣が描いておられて、それに近づけていく努力を一面してもらうということは大変大きなことであります。

大臣のお考えになつていらっしゃる点はよくわかりましたが、しかし、産業組合精神と言われた時代から農協は共存共栄といふことを旗印にして、地域社会の大事な構成員としての役割りを果たす、こういうことも大事な目的の一つであつたはずであります。少なくとも組合員の中から農協に対する不信感が生まれるといふようなことは、これはまさに悲劇でありまして、そういう声が出てこないやうに、農協の運営に当たる理事者あるいは職員は真剣にこの農協運動に徹していかなくてはならない、こういうふうにも思ふわけにございします。

私も実は農協運動に携わり、経営にも参加をしてまいつた一人でございします。またまたいろいろの方とお話をする中で、いま大臣がおっしゃつたやうに、やはりあくまでも農家の経営を中心にして、なおそれに必要な信用事業とか共済事業といふものが付随して行かれていく、こういう主従の關係といふものは損なうべきではないという考えを私も強く持ちながら単協経営に参加をしてまいつたのであります。三十六年の農協法改正以来、地域社会、特に農村地帯における離農が激しく行われることによつて環境に大きな変化が起つてきて、農協が果たしていかなければならぬ役割りといふのはますます重大になつてきた、こう考えるのです。

そのときに、私は理事者の一人としてこんなことを言つたことがあるのであります。農協の、たとえば購買事業といふことに限定して申し上げますと、農協が貴金属あるいはテレビとかステレオだとか嫁さんの衣装とかあるいは嫁さんの貸し衣装まで手がけていく、これはいかにものか。地域社会の構成員の一員であるといふならば、その町にはモチはモチ屋でそれぞれの専門の店舗を構えた業者もいらつしやる。共存共栄といふことを旗印にして進めてきた農協運動という立場から言へば、やや邪道に過ぎる面もあるのではないかと。本

来の農協運動の原点に戻って農家が必要な最小限度の資材あるいは衣類の範囲に限定すべきだという主張をしたことがございます。しかし、今日ではそればかり言うていたのではなかなか農協全体の運営がスムーズにいかないという面なども社会の環境の変化に伴って起こってきているということと十分私も理解できるのでありますけれども、そういう節度ある農協運営、購買事業だけをいまい例に挙げましたが、資材なんかでもっと安く、そして生産コストを引き下げることができるようなどところに力点を置いた農協の運営あるいは農協運動が進められていくべきではないか、こんなことを私は主張したことがあるわけでありまして。

先ほど、端的な言葉で金貸し農協というようにな声さえ聞かれるということを言いましたけれども、そこにもやはり一定の節度というものがあつて、金融業は金融業としての持ち場といえますか持ち分といえますか、そういうものがあるわけでありまして、農協としてはやはり一定の限度をわきまえておかないと地域社会の構成員といひますか、地域社会にあつて混乱を巻き起こす元凶になりかねないなどということになりますれば、社会的な立場から言つても大変強い指弾を受けるのは避けられない、こういう事態が場所によつては起こつていくということは大変遺憾なことだと私は思つてゐるのです。幸い、先日の参考人の御意見の中でも、この秋に、いま大臣がおっしゃつたような農協のあるべき姿を見直すという作業に取り組むということでありまして、これらのいわゆる青写真を描く段階で、大臣の構想されております農協像が鮮明になりますような、そういう行政指導を私は望みたい、こう思うのです。この点はいかがですか。

○田澤国務大臣 御承知のように混住化あるいはまた兼業化あるいは老齢化という大変な社会なのです。ですから、農協協同組合の中で兼業農家を一体どう扱うのか。それから混住してあります。単にその集落が農業を営んでいる住民だけじゃないという状況。あるいは老齢化している。こういう

う中で農協の果たす役割りというのは非常に複雑だと思ふのです。そういう中で、何としても農業をどう営むか。さらに魅力のある農業にしていこう。しかも後継者をその中で育てていく仕事も私は農協の大きな役割りだと思ふのです。ですから、そういうためには、やはりその地域の農業は何を中心にしてどういう経営をすることが一番農業の振興につながるかというのを基本的に研究をして目標を立てて、その目標に向かって経営指導していくというのでなければならぬと思ふのです。それにつながつて信用なり利用なりあるいは販売なり加工なりというものの事業が行われなければいけないものだ、私はこう思ひます。

私もかつて、大学を卒業して間もなく、二十四、五歳のころ、農協の専務をやりました。しばらく経営をしてみましたけれども、いまとはかなり時代が違いますけれども、あの当時は、利益を得たらその利益をいかにサービスの面で會員に還元するかというのを中心に農協の経営を進めた記憶があるわけですが、いま、時代は違つていへども、私は、あくまでも得た利益はすべて組合員に還元するという気持ちで農協運営をしていかなければならぬのではないだろうか、かように考へておるのでございます。したがひまして、私は、やはり各単協はもちろんでございますが、中央会においても、日本農業はこういう悪い環境にあるが、具体的に地域地域の営農をどう進めたらよろしいかということと診断する機関でなければならぬ、よきお医者さんでなければならぬと考へるわけです。そういう気持ちで農家の方と取り組むことによって、農協離れもなくなつてくるし、それから混住化している非常に複雑な農業社会も素直に融和した社会になるのではないか、こう思ひますので、そういうあり方を、私は秋のいわゆる農協大会の結果がどうあるべきだと期待をいたしてゐるのでございます。

○島田委員 まさにおっしゃるとおりであります。が、事態はなかなかその辺の区分といひますか、明確に役割りというものが分担されてゐない。こ

れは社会的な影響というものがあつてなかなかそうなり切れない、こういうものがあると思ふのであります。しかし、私はやはり本来、原点に返つた農協運動というものがあつてしかるべきだ、それだけ踏み外すべきではない。ところが、先ほども農協の農協離れが起こつてゐるというようになことも大変憂うべきことだ、こういうことを申し上げたのであります。特に、系統農協について政経分離という立場で県には中央会があり、経済連がある。そのほか信連とかあるいは共済連とかいろいろございまして、特にいま、農家の指導も徹底すべきだ、こういうお話がございましたが、本来、県中央会という性格は、あるいは任務というのには、指導連としての役割りを担つてゐる、こう思ふのです。ですから、そういう意味で言へば、単に単協を會員とする組織ということであつてはいけないわけで、単協を指導すると同時に、やはりそこを通じて組合員個々の経営指導、生活指導にも当たつていくという分野も大変大事な責任としてあると思ふのです。

特に私は、指導連としての役割りを考えますときには、あくまでも厳正中立を守つて、単協のあるべき姿から逸脱しないように、こういうことを厳重に監視する機関であつてほしいし、そのことに徹してもらいたい、こう思つてゐるのであります。が、どうも近ごろは厳正中立のところ崩れてゐるという感じをこれは一般組合員も強く持つてゐるわけです。この辺のところはやはり農林省としても強く指導されるべきではないか。また、経済連、経済連は経済の分野を文字どおり担当いたしてございまして、その面から農家の福利の増進を図つていく、こういう役割りを連合会として負つてゐるわけでありまして。

このように、それぞれの分野の持つております機能とかあるいは運営によりまして持ち分というものが明確になつてゐると思ふのですが、その辺が最近はどうも錯綜しがちだ、混乱しがちだ、そういうことが上に行けば行くほど農家との距離が遠くなつて、一体これが農民のためにある連合会な

のかというふうな疑念を持つに至りますと、これは農協離れを起こす原因にも大きくなつていくわけでありまして。この辺の指導はぜひひとつおやりいただくなりではないか、こう思ふのです。あくまでも自主的に農協運営はなされるべきだといふたてまえはわかるにしても、もう一度原点に返つた農協活動、農協運動というものが進められていくべきだという考えを私は強く持つております。幸いことしは一生懸命に農協のあるべき姿を農協自身が自主的に探求をされるという年に当たつてゐるようでございまして、その面も含めてぜひひとつ御指導をされてしかるべきではないかと思つてゐますが、いかがですか。

○佐野(宏)政府委員 島田先生の御指摘は、私どもの立場から見ましても一々ごもつともなことでございまして、私どもとしては、農協協同組合の自主性を損なうような強権的介入は控へなければなりませんが、農協に対して言うべきことは率直に助言、指導するという態度は私どもとしてもいささかも変わることはございせんので、ただいま先生の御指摘の点につきましましては十分心をいたしまして指導に当たりたいと思つております。○島田委員 そつけない局長の答弁でございまして、それは大原則でありますから、大臣も繰り返しておしやつてゐる点は私も理解はいたしてあります。ただ、大事な時期ですから、変な方向に流れていくということがないように行政の立場で助言、指導に当たるといふのは大変効率もいひではないか、こう思ふのです。なかなか自分のことは自分でわからねぬものであります。俗におか目八目というくらいでありますから、そういう点、せつかく大臣がお考えになつた青写真があるのです。そこにやはり近づけていく、あるいはその目的を達成できる、そういう農協本来の姿というものをしっかりと助言、指導されるということに私は期待を持したいと思います。が、昭和三十六年でありまして、農協合併助成法というのが

できまして、自來四度か五度延長されて合併の促進に寄与する、こういうことであつたと思つてあります。これはことしの三月で切れたわけでありまして、この間、この促進法がどんな効果を生んでいるか、また、問題点は何かないか、今後どういう方向で農協の合併の問題をお考えになつてゐるか、この辺のところをまとめてお聞きをしたいのであります。

私はこういう質問をなせるといいますと、御承知でもありますが、今回二カ年間の延長の前に一度一年間切れたわけでありまして、そのときに議員立法でわれわれはこの合併助成法をもう一遍復活させました。果たして合併という問題は組合員にとってプラスかマイナスかという点についての正確な見通しがないままに合併助成法だけをひとり歩きさせてはいけません、こういう主張をここでもしたわけでありまして、ですから、本当にそれが効果があるという立場に立つてこの法律が運用されていかないと、せっかく立法院のわれわれがここに精魂を入れて、期待を込めて再度これを成立させたという経過からいいますと、やはりその目的にきちと沿つていてもらつていかどうかという点については精査しておかなければならぬ責任がわれわれ議員にはあるわけでありまして、この辺のところをひとつお聞かせいただきたい、こう思います。

なおつけ加えて、時間の関係がありますからついでにお答えをいただきますが、今後のあり方として、単純に単協だけを寄せ集めて大きくするというだけではない。たとえば、経済圏といつたようなものを考えますと、隣接する農協というのはやや経済圏を同じくする、そういうところが多いわけでありまして、ですから、そういう意味ではこの一つの事業体を単協が持ち寄つていわゆる経済活動を行うというふうなことも含めて、やはり今後の農協の運営にプラスになるという方向を模索していくということも非常に大事なことでないか。しかし、これは私がこういうことを申し上げなくても、進んでいるところではすでにこ

ういう手法を取り入れてかなり成功している事例もあるわけでありまして、ですから、こういう点を含めて、特に、農産物の販売事業なんというのは広域化あるいは経済圏の一体化といったようなものが農協事業を進めていく上で大変大事な要素になりますので、こういう点についての指導もやはり進めていくべきではないかという主張を私は持っているものであります。この点はいかがですか。

○佐野(宏)政府委員 農協合併助成法は三十六年に制定されて以来、五回にわたる延長措置が講ぜられて、その間、合併に参加した組合は本年三月現在で約一万組合、合併した組合が二千四百四十になるということでございます。

それで、農協合併の功罪をどう考えるかというお尋ねでございますが、私もといたしましては、農協といふことも効率的な経営を行い、充実した経営管理体制を確立していくためには、やはりそれなりの経営規模というものが必要であるわけでありまして、余りにも規模が零細な農協というのは、そういう意味で都合な点があるわけでありまして、各般の組合員のニーズにこたへるための一つの客観的条件の成熟を促す効果を持つということ、これは確かに期待できる点でありまして、現実には、合併された農協の事例を見てもその点は必ずしも当たつていないわけではございません。しかしながら、同時に、そのような適正な経営規模になつていくというこの効果が果たして現実に組合員のニーズにこたへる現実の活動として十分に発揮されているかということになりますと、率直に申しまして必ずしも十分にその効果が発揮されているとは認めがたい例も間々あるわけでございます。特に、私も気がしておりますのは、合併に伴つて農協の経営規模が大型化することによりまして、農協と組合員との関係がとすれば疎遠になるということが間々見られまして、そういう中で農協の執行部は組合員のニーズをくみ上げていくということがややおさまりになるという傾向

が見られるという点は私も心配をいたしておる点でございます。

私もといたしましては、今後とも合併した農協が合併に伴う適正な経営規模の効果を十分に発揮し得るよう指導していかねばいけないと思つておりますし、それからまた、なお零細な規模の農協がかなり残つておるわけでございますから、合併助成法を延長することまでは考えられておませんが、今後とも合併をしていく必要性のあるケースというのは相当あるというふうに思つております。

しかしながら、従来の経験に照らしますと、農協の合併というのは必ずしも無条件に万能薬の効果があるわけではございませんので、先ほど先生の御指摘になりました合併という以外のスケールメリットの発揮の仕方の新しい方策というのものは十分に模索をしていくべき一つの分野であらうというふうには思つております。

○島田委員 時間がないものですから、言いたいことは三分の一も五分の一も言えないのでありますが、後ほどまた同僚議員がこの問題の点について質疑をされるようでありますから、先へ進みます。

この際、農林年金についてもお尋ねをしておきます。

財政再建期間中凍結されております国庫補助です。どうも財政再建が怪しくなつてまいりました。これは大臣、当時の約束は、利子をつけて必ず返してもらつた。当初のこの見通しといまも変わつていませんか。

○田澤國務大臣 私は、この合併法の成立の折にちやうど国会対策委員長をやつておりまして、これは必ず実現するからということでの約束をいたしました記憶もございまして、また、政府としても一応お借りしたお金でございますので、三年間に利子をつけてお返ししよう、こういうことにならぬので、どうぞひとつそれは実現しなければならぬ、かように考えております。

○島田委員 大丈夫です。

○田澤國務大臣 大丈夫です。

○島田委員 そこでこの際、退職年金なんですけれども、これは新旧の最低保障額の格差がなかなか直りません。私も、農林年金というのは新旧があるものですからわかつて困る。そういうことは別にしまして、退職年金の最低保障額の格差というのはかなり前からこの是正が言われております。今回の改正に当たつてもまた、これはどうも明確になりません。ぜひひとつこの格差を是正してもらいたいと思うのですけれども、これはいかがですか。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。

農林年金の旧法、新法の最低保障額の相違というの、これは実は大変古い問題で歴史のある問題でございますが、三十九年の十月に行われました大幅な制度改正の以前のものと以後のものとの間の段差ということ、農林年金の特殊事情ではございませんで、国家公務員共済その他いわゆる共済グループに属するものの共通に抱えておる問題でございます。それで、これはそれぞれ退職時点の制度によつて決めるのがルールであるといふような理屈の世界だけの話ではなくて、新法、旧法の最低保障額を一本化するということになりますと、恩給の関係者などにもその効果が及ぶわけでございます。大変膨大な金額が動くことになつてございまして、農林年金単独の問題としてこの問題をどうするということとはなかなか提起しにくい問題であるという事情がございまして、それでそういう事情でございますが、私もといたしましては、旧法、新法の格差ということに無関心でいたわけではございませんで、私もとしまして、旧法の最低保障額をできるだけ新法に近づけていくという努力は従来から引き続きやつてきておるわけでございます。その結果、六十五歳以上の場合にはすでに旧法の最低保障額が逆に新法を上回るというところまで来ておるわけでございますので、一本化せよという御主張について、前向きにお答えできないことは残念でございますが、私もとしましては問題の所在は十分認識をして、

格差問題について改善の方向でできるだけ努力してきていてという実績はお認めいただけるものと思っております。

○島田委員 あと一或少々しかありませんが、後は専門の野坂さんにもいさしやるから譲ります。が、定年制の問題と雇用条件の改善というのでも大事な課題の一つになっていきます。農協のあるべき姿を追求していく場合に、大事な職員の活躍というのとは基礎になる問題でありますから、こうした身分保障という問題については真剣に取り組まなければならない問題だと思えます。一ことと違つて、大分他産業との格差は縮まってきたりましてけれども、依然農協で働く職員の身分は必ずしも万全とは言えない。こういう点について真剣に取り組んでいただきたいと思えます。が、時間があるのです、一分しかありませんから、その範囲でお答えをいただきたい。

○佐野(宏)政府委員 御趣旨を体して精いっぱい指導に当たりたいと思えます。

○羽田委員長 島田君の質疑はこれで終わりました。

次に、松沢俊昭君。

○松沢委員 まず私は、時間がありませんけれども、簡単に農協法とそれから年金と二つの問題につきまして、御質問を申し上げたいと思えます。

農協の運営の問題につきましては、いろいろいま農村そのものの構造が変わつたということからして問題が出てきている。今回の農協法の改正にいたしまして、状況が変わつていっているからそれにこたえていかなければならぬじゃないかというそういう意味での改正だと私は思っているわけなんです。しかし、員外貸し付けの枠というものも拡大をしていった場合、農協本来の使命から逸脱するところのおそれなきにしもあらずという、その辺は心配な面もあるわけなんです。そこで、いろいろ批判が出ておりますが、これもある新聞に「病める農協 自民がメス 組織を全面見直し 小委設置 夏までに改革案」こういう見出しで内容が載つておるわけです。確かに自民党の内部の方の御指摘、ごもっともな点がたくさんあります。たとえば、役員の名士の化の問題とかあるいは組合員のニーズにこたえていない事業をやっている。不明朗な貸し付け、むだな要員など、あるいはまたスーパーマーケットと変わらない。こういう批判というのが出ておりますので、これは改善していった方がいいじゃないか、こういうお考えが出るのもこれは当然だと思つております。ですけれども、農協というのはやはり組合員の農協なんでありまして、権力政党や権力というものが下手に声を出して注文をつけるということになりますと、これは権力機関の従属組織ということになりかねないのじゃないかと思つております。

それで、農協法というのができるまでの前後、いろいろなことがございました。私もこの改正案が出ましたので、当時を振り返つていろいろ農協の歴史をひもといてみましたのですけれども、あの当時、アメリカの総司令部がございまして、それで昭和二十三年の十二月二十一日に農民組織十六原則、そういうものの宣言というのを実はやつておるわけなんです。そういう経過をたどりながら、いままでも農協会という戦争遂行のための政府の教育機関というものを立てて、そして民主的な農協運営というものを図つていこう、そういうところから農協というのは出発してまいつたわけなんです。それから、そういう点からすると、いま余り注文をつける、また昔に戻る危険性というのが出てくる可能性があるんじゃないかという点は、心配をいたしておるわけなんです。この点、田澤大臣は若くして農協の役員をおやりになつてこられたのですが、民主的運営というものと権力の干渉、介入というものの関係というのをどのように整理していったらいいとお考えになつておるか、お伺いしたいと思つております。

○田澤閣下大臣 先ほど島田委員にもお答えいたしましたのでございますが、いま松沢委員御指摘のように、戦前は指導部は農会というのがやりまし

た。それから信用だとか利用、販売等は産業組合といふかなり力の強い、反産運動が起るほどの強いいわゆる経済組織だったわけなんです。それを戦時中に農協会というのになりました。やや国家がある程度指導してつくつた機関なんです。その後、御指摘のように二十二年に自主的な協同組織として農協が発足したわけでございますので、それからいわゆる民主的な運営がずっと進められてきたわけですよ。

ところが、最近、御承知のように米の過剰の問題とかを含めて農産物の需給関係というのは非常に複雑になってきた。さらに、われわれの生活様式もかなり変わつてきた。それが同時に、農村社会にもその波が押し寄せていつておるものでございまして、それから、兼業化だとかあるいは混住化だとか老齢化といふいわゆる農村社会の面にもそういう現象が起きてきているわけでございます。そういう中で、しからば農協のあるべき姿をどうしなればならないかということがいま大きな話題になつておると思つております。

そこで、私は、自民党と言わずに社会党、公明、民社の各党とも、これに対してある程度こういう青写真があるよといふことは示してやつてよろしいのじゃないだろうか、こう思つております。決して中へ入るんじゃないで、こういううらやましい青写真を見ます使つてみてはどうですか、こういうふうにするのは、私は、決して民主的なあるいは自主的な協同組織を阻害するものじゃないだろう、こう思つてございします。むしろそういう青写真をみんな示して、そしてがんばりなさいよ農協さん、こういうことの方が私は、農家、農民のプラスになるのじゃないだろうか、こう思ひます。自民党は何かいま、小委員会等をつくりまして農協のあるべき姿を検討しておられるようです。恐らく社会党におかれともそういう検討はなされておるだろうと思つてございします。お互い新しい時代における農協のあるべき姿は何なのか、かくなければならないという青写真はつくつて差し支えないのじゃないだろうか、こう思ひますので、そ

ういうことはもつと積極的に進めてもよろしい。ただ、それを受け取る農家、農民はどういう態度でそれに対応するかといふことはまた別問題だと思ひます。私は、そういう意味であるべき姿を示すことがこれからの農協にとってマイナスじゃない、むしろプラスになるのじゃないだろうか、かように考えます。

○松沢委員 確かに大臣の言われるとおりいろいろな問題が発生しております。そういう点で、どうも農協、ちよつとどうかしているんじゃないかといふことで、いろいろ注文がましいことを私たちもよく言うわけなんです。しかし、いま青写真をお互いに示してやつてくれたらどうか、その方が農協の発展のためになるのじゃないか、こういうお話でございしますけれども、この小委員会の設置の問題につきましてはこういうのも入つておるのです。さつき申し上げましたのは私たちみんな賛成なんでありまして、農協職員には社会党、共産党があつて自民党の票田がなくなつたから改革しなければならぬというような、こゝまでいきますと、これは権力等の干渉ということになるのじゃないか、こう私は心配するわけなんです。これは昔に戻つてしまふ。こういうのはやはり厳に慎んでいかなければならぬところの問題だと思ひますが、これは大臣どうお考えになつておるか、お伺いしたい。

それともう一つの問題は、もつと組合員が意見を出して、農協の民主的運営を自主的にやつていけばいいんじゃないか、こういうことでありますけれども、意見というのなかなか出てこないのではありません。そういうところからいろいろ弊害というものも出てくるわけなんです。そしてまた、幹部の方も、単協の役員の方、県連の役員の方、全国連の役員の方、農協はたといふありまが、私考えてみますと、農協はたとえば、米なんかの取り扱いの場合におきましては集荷業者、これは農民ではないのです。農民を相手にするところの米を集荷する業者だ。その業者の許可を大臣からもらつておる。これは一つの

例なのでありますけれども、こういうぐあいに認許可権というものをたくさん政府からもらっているというふうなことからいまして、たとえばいま水田再編対策事業をおやりになっておられますけれども、農協は行政機関でないのだから、そういう政府のおやりになることの行政の片棒を担ぐわけにはまいりませんよ、知らないという態度をとるということになりますと、これほど減反達成率というやつが上がってこないと思ふのです。こういうのはどういふことかと、やはり認許可権というのを政府からもらっている、だから政府に刃向かったならばいろいろな弊害が出てくるというようなことかと思つて、そこで政府、行政機関の補助的な役割りを果たす。こういうことからして民主的団体といふところの性格が薄れてきているのじゃないか、こういう面も私は指摘しておかなければならぬのじゃないかと思ふのです。

そこで、たまたまひとりでみましたところが、総司令部の方に出しました農民組織十六原則、この一番最後のところに「農民組合」日本労働組合に関する諸原則は必要な修正を加えた上、農民組合にも適用されるべきである。」「こういう項目といふのがあるのです。つまり、政党だとか権力から完全に独立したところの、一つの認許可権といふようなものは全然要らない農民組合といふものをもう一方に総司令部の方では考えておつたのじゃないか。たまたまこれが実現されないままに今日まで来ている。そこでいまこういう農協法の問題について私たちがいろいろなことを言う、政府がいろいろなことをやれば権力の干渉じゃないか、そういう危険性が出てくるわけなんだが、そういう農民組織といふものがきつてきておつて、それがいろいろと農協に対するところの注文なんかやれるというふうなシステムになれば、これは農協について自民党の小委員会あるいは党内の方々が指摘されておられる、また私たちも同様に指摘しているような弊害といふのは、農民の手によって順々に芽を摘んでいくといふことができるのじゃないか。

そういう意味からすると、農民組合法なんというものを政府の方で考えになる必要といふのはないのだから。それはまた、いま中央会といふのがございますけれども、農政活動も相当やっております。あれはもと指導連というふうなことを言っておりますが、農協の経営を指導するのと、農政部門と、それから農協そのものを批判するところのものが一緒になったという農民組合的なもの、こういうものを大臣はお考えになっておられるかどうか。私は、その方がいいんじゃないかと思つていますが、どうでしょう。

○田澤國務大臣 まず、農協への政党の干渉でございしますが、私は、農協に対しては政党の色彩の入らないようにすべきだ、こう思ひますので、そういう点は一応申し上げておきます。

さらに、いま農民組合のお話でございましたが、私は、農協の経営といふのは単協が主体だと思ふのです。合併等の問題もいまお話がありましたけれども、どういふ規模の協同組合が一番理想なのかといふのは、協同組合員の経営と生活の面から考えてやるべきものだ、こう思ふのです。ですから、大きい規模でやつた方が出資金がたくさん集まるとか、そういう面では経営が非常に有利だし、しかしそのためにはサービスの面ではいろいろな施設がかかりますよ、こういうバランスをとるから単協を一体どうするか。単位農協が単位でございます。

私がかつて専務をやつた時代、私の地帯は水田単作地帯でございまして、養豚をやつたのです。豚は生肉でも出せませんものだから、ハムに加工しようといふので、アルプスハムという協同組合の工場をつくりました。そこでハムをつくりながら、その間、鶏その他自分で飼育したものは全部薫製にする措置もしてやる。販売もする。同時に、農家のすべての畜産物をただで薫製にもしてやる。こういうすばらしい経営を私はやつたことがあるのです。そうしますと、もう村の役場自

体も、いや総合農政的な経営をしなければいかぬとか、協同組合を中心にしてあとは総合農政を私たちがつくりたいやないかという意気込み、ファイトが出てくるのです。そうしますと、おのずと組合員がおれの組合だといふ意識になりまして、もう協同組合にいろいろな方が吸さなければ遊びにきちゃって、たばこを吸うのに組合へ行つて吸つた方がおもしろいといふので、私の周りに農家の方がたくさん集まって、今度は何をやるんだ、これをやってみたらどうだといふような提案、それから、いろいろなことを聞く。これが私は、本来の農協の姿だと思ふのです。

ですから、そういう姿にいたしますといふと、村の中学校も農業に対する教育をしてくださいますよ。いま、中学校の教育は中央と似たような教育をずっと進めておるものだから、経済的な面だけを考へて農業といふものを見詰めますもので、それから、どうも農協離れの教育が多いので、未は、こんな農業なんかやるよりは、お嬢さんならサラリーマンの嫁さんになつた方がいゝとか、息子なら、どうせサラリーマンになりたいといふような考え方を植へつけるのです。私は、そういうことよりも、本当に農協が単協をどう育てるか、その地域の農業をどうやるかといふことに思い切つた努力をしてさえいけますならば、りっぱにその村の、その町の、その市のすばらしい農協ができて、会員全体がこの農業に一本になつて努力する機関になろうと思ふのです。そうなりますといふと、あえて農民組合といふものを、屋上屋をつくる必要がない、私はこう思ふわけでございまして、農協本来の姿に立ち返るということがいま一番してやらなければいけない仕事だと私は思ふのでございまして。

○松沢委員 なかなか経験豊富な大臣からお話をお聞きして感心しました。しかし、農民のための農協になるために皆さんが努力しておられるわけだけれども、なかなかなつていかぬといふところに一つ悩みがありますので、もう少し新しい角度から農民組合法といふものをつくつて、そして改

革していった方がいゝやないかと私は考へて、おりますけれども、この辺は大臣と若干違つておるわけなのであります。

そこで、あと五分しかございませんで、年金の方もちよつとお伺ひしたいと思ひます。

行革特例法の審議の際におきまして、私も連合委員会で質疑に立つたわけなのでありますけれども、いわゆるその年金の政府からの補助、助成といふものを三年間四分の一カットする。この四分の一カットといふ場合、いろいろ議論する中で、当時の亀岡農林大臣は、これは政府にその四分の一、三年間貸すんだ、そして返すときにおいては金利をつけて返してもらふんですよ、それは大蔵大臣とちゃんと約束してあるんだから御心配ございませぬ、こういう話でありました。それから、渡辺大蔵大臣は大蔵大臣で、借りたものは利子をつけて返しますよ、だから年金運営に支障が起きないように十分われわれは配慮してやつていくんだ、こういうことで、この両大臣とも、貸したと言ひ、借りたと言つておるわけなのであります。そうすると、この年金の四分の一カットの問題は、年金とそれから政府の間で債権債務の関係が生じた、こういうぐあいに理解して差し支えないのか。これは、大蔵大臣きょうおいでになりました、大蔵省の方からも来ておられるのですが、大蔵省の見解も聞いて、大臣から御答弁をいただきたいと思ひます。

○篠沢説明員 お答えいたします。いわゆる行革関連特例法の第七條でございまして、先生御承知のとおり、第一に、特例期間中の繰り入れの特例措置が書いてあります。そしてその二つ目には、政府に対しまして特例適用期間経過後における差額分の繰り入れなどの責務をはつきりと明定しているといふふうに思ふわけでござい

ます。この政府の責務とされております事後措置についてでございますが、繰り入れの期間、方式などのことは、法律に書いてもございまして、年金財政の安定を損なわない範囲で国の財政状況を

勘案しながら決定していけ、こういうふうな定め方になつておるわけでございます。したがいましめて、純法律的に申しますと、繰り入れの具体的な細目まで確定するという形になっておりませんものでございまして、これにつきましては、厳密な意味での債務というふうには申せない形になっているというふうに考えております。この点は、法制局長官からも臨時国会におきましてそのような御返事を申し上げたわけでございます。

ただ常識的な意味で、借りる、返すという議論は行われていることは私も十分承知しております。いづれにいたしましても、この点につきましてはただいま先生もおっしゃいましたように、減額分の繰り入れのほか、積立金運用収入の減収分、こういうものを含めまして必ず適切な措置を講ずるということであろうかと思ひます。この点は臨時国会以来、明確にお答えを申し上げてきています問題であると考えてわけでございます。

○佐野(宏)政府委員 農林水産省といたしましても、ただいまの大蔵省の答弁と同様に考えております。

○松沢委員 利息の方は、これもちゃんとつけて返すというふうに答弁が行われているわけなんです。ただ、その利息の問題につきましても、七分にするか、五分にするか、三分にするかといういろいろありますけれども、運用利回りはそのときどきの変化があるからと、こういうお話であります。これは複利計算で返すのが妥当だと思ひますが、その点は、返してもう方と返す方と、どう考えているのか、この点もはっきりしてもらいたいと思ひます。

○篠沢説明員 先の大蔵省の方からお答えさしていただきます。

利息につきましても、必ず適切に措置するといふ旨たびたび申し上げてきたわけでございしますが、その計算方法につきましては、具体的に詳しくこうしようという検討にまだ入っていないわけでございます。いづれにいたしましても、年金財政の安定を損なうことのないように法律の趣旨に

即して考えていかなければならぬ、その点については関係省間でよく相談をしていかなければならぬ。大蔵省にとりましても、農林省のみならず、ほかにも関係省もいろいろございまして、いろいろな協議をしてまいる問題ではないかというふうに考えておるわけでございします。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。この問題は、行革特例法によりまして四分の一カットが行われました年金の共通問題でございまして、私も大蔵省との関係だけでどうこうというふうには処理しかねる問題でございします。が、私もいいたしましては、得べかりし金利収入はめんどろを見てもらわなければならぬという態度でこの協議に当たりたいと思つております。

○松沢委員 これで終わりますけれども、大臣、どうでしょうか、これは亀岡大臣が十分あれして、絶対に心配のないようにしてやるといふのが、これは複利計算で返してもらうといふのが、貸した方では当然な理屈ということになると思うのですが、大臣、どうお考えになりますか。

○田澤國務大臣 いま大蔵省からの答弁のとおり、計算等についてはまだ入っていないといふこととでございします。したがいまして、いまのところ、農林年金財政の安定を損なうことのないようにしたいといふこととでございします。これを信頼していただきたい、こう思ひます。

○松沢委員 以上で終わりますけれども、農協問題いろいろ出ておりますが、特に、民主的といふことを重点にして監督指導をやってもらいたいといふことと、年金といふのは、もうこの年金だけでございまして、大蔵前途険しい面がございします。その点を十分考へてやっていただきたいといふことをお願いして、終わります。

○羽田委員長 松沢君の質疑は終わりました。次に、串原義直君。

○串原委員 私は、農林年金の改正法案につきまして伺ひます。いま、わが国の公的年金制度について、それぞ

れの機関で研究、検討が進められております。そして、ことし七月をめどに出されるであろう第二次臨時行政調査会の第二次答申では、大きな改革を具体的に求めてくるものと予想されます。ことに最近では、財政的な行き詰まりを来した公共企業体年金の併合構想、さらには各種年金の一元化構想が検討されるなど、いよいよ具体的になつてまいりました。その中であつて農林省としては、年金制度の将来はどうあるべきか、公的年金の中に農林年金をどう位置づけるべきか、検討願つておられると思ひますが、その見解を承りたい。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。確かに、年金制度につきまして純理論的に考察をいたしますと、あるいは公的年金制度の一元化が望ましいという結論に到達するのかもしれないわけでございますが、現実には存在する各種の年金制度は、それぞれ独自の沿革、目的及びいろいろ違った財政事情などを抱えているわけでございまして、具体的な問題として、公的年金制度を一元化するかどうかということになります。なお検討を要する点が多々あるように存じます。具体的に私も所管をしております農林年金につきましても、かつて、少なくとも市町村職員並みの待遇は確保したいという農協職員の切なる願望にこたえて厚生年金から独立をしたというような経緯のある制度でございします。必ずしも純理論だけでは割り切れない問題があるように思つております。

それで、私もいいたしましては、とりあえずの問題といたしましては、やはり現行どおり、それぞれの職域年金について所管各省が横断的な比較をよく念頭に置きながら、それぞれ責任を持つて運営をしていくという対処をしていくことが現実的なことではあるまいかと思つております。

○串原委員 一元化といふことは現実的にはなかなかむずかしい、つまり、農林年金はいささか特殊な内容を持つてゐるので、その特殊な内容を生かしながら当面は運用していく、こういう方向が望ましいと思ふということですか。

○佐野(宏)政府委員 望ましいという言葉を使うほど自信を持って申し上げられるかどうかはわかりませんが、現実の問題としては、農林年金独自の運用を続けていかざるを得ないというふうに考えております。

○串原委員 年金問題について大蔵省の立場で考へて、農林省は農林年金の研究、検討の機関を設置すべきではないか、私はこう思ふ。その中から、農林水産省としての方針、農林年金に対する理論というやうなものを改めて確立していくべきではないのか、こう私は判断をいたします。いかがですか。

○佐野(宏)政府委員 現在、御高承のとおり、大蔵大臣の私的諮問機関として、年金制度に関する諮問機関が設けられておりまして、そこで年金制度について各般の議論が行われておるわけでございしますが、農林年金自体にとりましても、農林年金独自の問題というのはいささかあるわけでございまして、特に、財政問題、将来にわたる給付の改善と掛金の関係等をどう考へていくか、あるいはいま先生御指摘のございします公的年金一元化問題について、農林年金の立場から見ていかに判断すべきものであるか、そういう問題領域が幾つか思ひ浮かぶわけでございします。それで、このような問題について、いざししかるべき時期には、各方面の御意見を承りながら研究、検討していく、そういう場をつくる必要も生じてくるものというふうには考へております。

○串原委員 私は、いま言われたように、大蔵省の諮問機関の答えが出てくるという時期も踏まえて、その時期が余り遠くないという判断を実はするわけなんですけれども、いま、しかるべき機関のやうなものをつくつて考へていかなくやならぬのじゃないか、検討していかなきゃならぬのじゃないかという御答弁でございしましたが、いまのところそれはいつごろそういう機関をつくるということになるのか、お答え願ひます。

○佐野(宏)政府委員 私どもはいまのところ、大蔵省で行つております検討の結論が出た段階で、

それを見た上で考えてみたいというふうに思っているのが率直な心境でございます。

○串原委員　大蔵省の諮問機關の答えは、発足しておよそ二年間ということであつたと私は記憶をするので。そうすると、五十七年度末ごろに答申がなされるということだと思います。そうであるならば、今年度末ごろというふうに判断をしておいていいわけですか。

○佐野(宏)政府委員 大蔵省の方の研究の進捗状況及びいつごろ結論を出すかということについて、私どもとして責任を持ったお答えをし得る立派な立場にはございませんが、おおよそいまだ先生お話しのような時期であるというふうに伺っておりますので、そういうことであれば、その時期には大蔵省の方の研究の結果を検討させていただいて、それなりの判断をしなければならぬ時期にならうというふうに思っております。

○串原委員　そうしますと、およそ五十七年度末ごろというふうに考えていいわけだと思いが、そのころに農林省が考えられる何らかの機関は、つまり、農林年金には公務員共済、国民年金には、つまり、審議会というようなものはない、したたけがありまして、言われたように、農林年金には戦域色が強いというようなことも踏まえて、加入者、団体等々いろいろな立場で意見を述べられる機会を、持てるような機関、こういうものをその際はお考えになるというふうに理解していいわけですか。

○佐野 宏 政府委員 何しろ現在、行政改革がたまびすしく議論をされておる段階でございますので、いわゆる格式張った審議会というようなものをつくり得る事態ではないと思います。むしろ、そういうことよりも、現実はこの問題について關心をお持ちの皆さん、専門的知識をお持ちの皆さん方の御意見を肩に力を入れずに聞かせていただくような場を考えてみたいと思っております。

○中原委員 先ほども質疑がなされましたけれども、年金会計に対する定率補助四分の一削減をされました。金額はおおよそ四十四億円程度と考えられますけれども、それは三年間経過したならば

必ず返しますよ、こういう答弁を大臣は先ほどなされました。これは一括昭和六十年にはお返しになるわけですか。

○佐野 宏 政府委員 この問題は、先般の行革国会でも議論になった点でございますが、繰り入れの方法、一括であるとか分割であるとか、その点につきましてはまだ政府部内で態度の決定を見ておりませんので、一括繰り入れができるかどうかという点についてはいまお答えいたしかねる状態でございます。

○田澤国務大臣 この点については必ず着手はいたしますので、その方法等についてはこれからいろいろ進めてまいりたいと考えています。

○串原委員　大臣に伺おうと思つていたのですけれども、いま大臣が御答弁になつたように、具体的にこういふところで返済いたしますということを決めるのはいつ決めるのですか。

○佐野(宏政府委員 第一回分の繰り入れをいつ
 どうするかということは、少なくとも財政期間経
 過後直ちに決めなければいけないと考えていま
 す。

○串原委員　そういたしますと、返済の方法、あえて簡単に言葉遣いを返済と申し上げますが、返済の方法は三年経過後でないとうするか決まりません、こういうことですか。

○佐野(宏)政府委員 第二項に基づく繰り入れ措置も、やはり一般会計の歳出予算に計上すべきものでありますから、そういう意味ではそれが歳出予算に計上される年度は財政期間終了後の直近、次の年度ということになるわけでございますから、その時期まで少なくとも正式には決まらないということになると思っております。

○**串原委員** その減額分については返済のときに利息をつけて返します、こういうふうには先ほどとも大臣御答弁になりました。そこで、先ほどとも若干質疑がございましたが、いま一度私は確認したいので、すけれども、返すとき利率についてはどのようなお考えがなっているか。

○**佐野(宏)政府委員** お答えいたします。

財政期間中の金融情勢がいかなるもので、その段階で得べかりし利益というのは、現実にはどの程度の利回りが得られることになるかというの、率直に申し上げてその時期になってみなければわからないわけでございますが、いずれ第二項に基づく繰り入れ措置をとる段階では、財政期間中にどの程度の運用利回りが期待し得たものであろうかということは結果が出ておるわけでございますから、それを踏まえて、得べかりし金利収入は補てんをしてもらうという原則で大蔵省と協議に当たりたいと考えております。

○串原委員　時間がありませんから詳しくはここ
で触れるわけにいきませんが、私の手元にある資
料によりますと、農林年金の積立金運用利率はこ
こ数年間七・五、六％というところでずっと推移
しているようであります。したがって、いま
御答弁のように得べかりし金利収入は補てんして
もらわなければならぬという立場に立ちますなら
ば、農林年金の積立金運用利率過去数年間の平均
ぐらいは当然である、私としてはこう判断するわ
けであります。そういう理解でいいですか。

○佐野 宏 政府委員 先ほども申し上げましたように、財政再建期間中、要するに、四分の一の削減が影響を受ける期間、その期間の金利情勢がどういふものであるかということにつきまして私はいまのところ予言をできませんが、得べかりし金利は確保したいと考えております。

ただ一つの留保をつけさせていただきますならば、先ほどもお答えいたしましたように、この問題は四分の一削減を受けた各種年金制度の共通問題でございますので、農林年金の場合の運用利回りがこうだからこうだとやれるかどうかという点については、率直に申し上げまして事態はいささか不透明であるように思っております。

○串原委員 いま言われた答弁、農林年金の場合はいささか立場が違つてよろしいのではないかと。得べかりし金利収入を確保したいということになりますならば、農林年金会計の積立金運用利率というものが補てんされて当然だと思うのでありま

す。このことを明確にしておく必要があるのではないか、このところが大切なところだ、私はこう思っているわけなのであります。したがって、財政再建期間中の三年間にするか、あるいはもう少しさかのぼって五年間にするかということはそのときの判断に立つてしようけれども、私は、原則は農林年金の積立金運用利率に準拠すべきだ、こう考えるのですが、いかがなものでしょう。

○佐野 宏 政府委員 その点は先ほど申し上げましたように、現実には繰り入れ措置が決まる時期が大分先のことでございますので、先生のいまの御意見は私どももよく理解し得るところでございますが、その点まで踏み込んだお答えをするのは私どもとしてはちょっと尚早のように感じますので、その点は、先生の御意見はよくわかりましたというところまでとめさせていただきますと思います。

○串原委員　大臣が繰返しというほど明確に、定率補助の減額部分については財政再建後利子をつけて返します、こういうふうに御答弁なさっているわけでありますので、これは厳密に債権だという判断、言葉遣いができるかどうかはちよつと迷いますけれども、農林年金側から見ると未収金であることは間違いない、未収金という判断は正しい、こういう理解をしていいと思いますが、大臣、いかがですか。

○田澤國務大臣　この問題は、その計算等も支払いの方法等もいまだ具体的に詰めておりませんけれども、農林年金財政の安定を損なわないという当初の考え方にのつとめて、いま先生の御指摘になつたような点を私たちも十分踏まえながらこれに対応したいと思うのでございます。しかも、財政再建法を進めるに当たつての各党の申し合せ等もございまして、そういう点をも踏まえながら、私は、抽象的ではございますけれども、年金財政の安定を損なわないというこのことをお互い忠実に守つていかなければならないのではないかと、こう思うのでございます。

○串原委員　したがひまして、これは私としては

未収金と考えていい、農林年金会計側から見ると、ならばそう判断してもいいというふうに考えているのでございませうけれども、この農林年金の経理の処理上、未収金というふうな取り扱ひのか、計上されていきますのかどうか、その辺の取り扱ひはどういうふうにお考えになつていらつしやるでしょうか。

(委員長退席、亀井(善)委員長代理着席)

○佐野(宏)政府委員 未収金と申しますのは、債権の未回収額を貸借対照表上の借方に計上するといふものでございませうが、先ほど御答弁申し上げましたように、私も同様では、この金額につきましては、国と農林年金との間に債権債務関係が存在するといふふうには考えておりませんので、したがひまして、貸借対照表上未収金として計上することを相当とするものではないというふうに考えております。

○中野委員 今回のこの法律案の改正は、既裁定年金の改定が中心であります。その実施の時期を一カ月繰り下げる、こういうふうになつてゐるわけでありませうけれども、その理由を明確に示してもらいたいと思ひます。

○佐野(宏)政府委員 農林年金の年金額の改定の実施時期につきましては、昭和五十二年以降毎年四月に改定することを例としてまいつたわけでございませうが、本年につきましては、厚生年金等につきましても物価スライドによる年金額の改定の実施時期を、従来六月にしておりましたものを七月にずらすといふことをいたしました。それからさらに、公務員の給与の改善につきましても、人事院勧告との対比におきまして実質的にかなりの抑制措置が講ぜられたといふ事態もございませう。また、もつと大きく申しますと、このようない措置をとることをやむを得ざる事態に迫り込んだやうな財政事情の例年にならぬといふこともございませう。このようない事情がございまして、予算の編成の過程におきまして、財政当局からは実施時期を七月に繰り延ばすべしという御主張が大変強かつたのでございませうが、私も同様では早

期実施について粘り強く折衝をした結果、大臣折衝まで持ち込んで、ようやく五月実施を確保したといふ経緯でございませう。

○中野委員 それはつまり、役所の中のやりとり、話し合いといふか、この辺で話し合いをしよといふことで決着をしたといふふうな受け取れるわけですね。つまり、年金受給者の立場に立つ、権利、生活を守つてやる、こういう立場に立つといふことではないかと思ひます。私の立場から申し上げますならば、明確に遺憾な処置であつた、こう思ふのです。ある役所からこういうふうな言ひで、七月にしてみたいといふ話だつたけれども、なかなかそれじゃうまくないので、お話を聞いて、この辺で話を決着したといふふうな受け取れる答弁でした。まさに私は、この年金制度といふのは、権利、生活を守るといふ観点に立たないか、こう思ふのです。その立場に立つて、いま御答弁になつたやうなかつた、いかでか、うまくないといふ感じをお持ちになつてませんか。私は、このことは役所内部の話し合いだけでなくて、常に該当する受給者、国民の生活、権利を守る、その立場をどうしても尊重するといふのが優先しなければならぬ、こう思ひます。いかがでしょうか。

○佐野(宏)政府委員 ただいまお答えいたしましたことは、実はいささつであると同時に、今回の措置がやむを得ざる措置であつたといふことの説明でもあるといふふうな考えておるわけでございます。と申しますのは、この種の問題は、言ひなれば各種制度間の一種のバランス論でございまして、それで従来から農林年金の改定の幅にいたしましても、時期にいたしましても、国家公務員の給与といふことが一つの尺度であつたわけでございます。それで、そういったものと、国家公務員の給与につきましても、必ずしも給与の改定が人事院勧告どおりには実施されなかつたといふことが一方にあるわけでございますから、逆に言えば、農林年金の方だけが一切無傷で従来どおりのしきたりど

おり処理されるということとは、かえつて国家公務員と農林年金との間で従来存在していたバランスが修正されるという効果を生ずるわけでありませう。また、厚生年金と農林年金との間にも、従来のしきたり上の一種のバランスがあるわけでございます。そして、厚生年金が一カ月おくれたといふことと、バランスがどうかといふこともあるわけでございます。ですから、そういう意味では農林年金の問題を単独に取り出して考えますと、あるいは従来四月改定を例としておりましたものが、一カ月おくられるといふことは許しがたいことであるといふふうにも考えられるわけでございますが、一方、国家公務員給与なりあるいは厚生年金なりといふもののバランスを考えると、その中ではやはりこういう事態でございまして、各種制度間にある種の痛みの分かち合ひといふことがあることもまたやむを得ざることでないかといふふうな考えておるわけでございます。

○中野委員 農林年金の場合、ほかの年金、共済制度に比べて、最低保障額適用者が多いと言われているわけでありませう。従来からしばしば指摘をされてきたところでありませうけれども、せめて新法、旧法、新旧区分のない厚生年金並みの最低保障額にすべきだといふ意見に對しまして、農林水産省はその改善策をどのように進めてこられましたか、あるいは進めていく考えですか、お答え願ひます。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。

まず、農林年金の場合に最低保障額適用者が非常に多いといふことは先生御指摘のとおりでございませう。特に、旧法年金の場合で申しますと、退職年金受給者の九〇・四％が最低保障額の適用を受けておるといふ現実でございませう。ただ、これは一面では、旧法の最低保障額の改善に努力をすればするほど最低保障額の適用の範囲が広まるという効果もあるわけでございますから、そういう意味では旧法の場合、最低保障額適用者が多いといふことは、一面では最低保障額の改善がかなり進んだ成果であるといふふうにもお認めいただ

るのではないと思ひます。

それで、旧法の最低保障額を新法の最低保障額に接近させる努力をいかようにしておるかといふことでございませうが、ちなみに五十四年度、これは六十五歳未満の場合でございませうが、五十四年度を一〇〇といたしますと、五十五年度で新法の場合は七・九％アップ、それが旧法の場合は八・二％アップ。五十六年度では、新法の二・三・九％アップに對して旧法の二・一・五・八、それから五十七年度、今回御審議賜つております改善措置が行われまして、旧法の最低保障額は六十五歳未満の場合五十四年度に對比いたしまして二・二・二％、新法が一・七・四％ということになります。このように従来から旧法の最低保障額の引き上げ幅の方を大きくしてまいつておりました、先ほどもちよつと申し上げましたように六十五歳以上ではもうすでに逆転する域にまで達しておるわけでございますが、今後とも引き続き旧法の最低保障額の引き上げに努力して、格差の解消といふところにはなかなか急にはまいりませんが、少なくとも格差を縮小していくことについて引き続き努力をしてまいりたいと思つております。

○中野委員 その努力の経過は私は認めますけれども、厚生年金並みの最低保障額にすべきだといふ意見がしばしばあつたわけですね。これに對してはいかがでしょうか。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。

厚生年金並みといふ御議論は、一つは、厚生年金の場合には新旧格差といふ問題がございませうので、新旧格差がないといふ意味で厚生年金並みにせよといふ御主張は、結局、新旧一本化問題に帰着するのであるといふふうに思ひます。

それで、実は新旧一本化問題といふのは、それぞれの制度がそれぞれの給付事由が生じた時点において適用されるべき制度が決まってくるという約束事の問題と、もう一つは一本化するといふことを考えました場合に、これは当然恩給自体及び恩給制度に準じて給付が定められております旧法年金全体の共通問題になつてしまふといふ問題が

ございます。それで、私どもはことに致命的であるというの、恩給自体及び恩給をベースにして定められております旧法年金一般の問題になるということに伴いまして、新旧の一本化が大変膨大な財政支出を伴うものであつて、ひとり農林年金サイドの主張によつて決められるようなものではないというところが、実は御主張のような議論の実現可能性という点につきまして最大の障害になる要素であるというふうに思っております。

○串原委員 年金制度が受給者の皆さんの期待にこたえるということは、つまり、年金會計が健全でなければならぬ、ここが一番基盤だということに思ふのでございます。

そこで、今日、各種年金の財政健全化が問題になっているところでありまして、農林年金の場合、現行の掛金率千分の百九で試算をいたしますと、昭和六十年には給付支出が掛金収入を上回る、それから昭和七十年には収支が逆転をする、昭和八十年には積立金ゼロになるといふやうな厳しい見通しが明らかにされているところであります。この事実の上に立つて政府、農林水産省は、農林年金會計の財政健全化のためにどう対処されようと思つておられますか、お答え願ひます。

○佐野(宏)政府委員 農林年金の総給付額が最近著しく増大を遂げておりまして、人口の老齡化、成熟率の進行等に伴つて給付額の急速な増大が続けるというふうな予想されております。したがって、この結果、年金財政が悪化するということの見通しについては、ただいま串原先生御指摘のとおりでございます。このような状況のもとにおきましては、現行の給付水準を維持するにいたしましても、組合員の負担を相当ふやすことが余儀なくされるというふうに推定をされております。

したがらば、将来にわたる年金財政の健全性を確保しつつこの制度を円滑に運用をしていくためには、やはり給付と掛金の関係のあり方についていかように物事を考えていくかということとを真剣に検討する必要があるというふうに思つております。

この問題は、ひとり農林年金に限られません、公的年金制度全般に通ずる共通問題で、まず最初に、国鉄共済のようなところから問題が顕在化してきておるわけでございますが、いずれにいたしましても、公的年金制度の共通問題でございますので、政府全体としてよく検討していく必要があるというふうに思つております。

○串原委員 時間が参りましたからこれで終わることになりますけれども、最後に、私が御質問申し上げました点は、また改めた機会に議論を深めてまいりたいと思つておるつもりでございます。一番最初に私が質問、指摘をいたしましたように、年金全体の立場に立つて検討しなければならぬ重要な時期にあると思ふ。とりわけ特殊性が深いといふことが多い農林年金の場合は、より具體的な検討が必要になつてきているのではないかと、こう考えますだけに、しかるべき時期に年金の検討、研究をされる機関もつくりたいというお答えでありましたから、そういう機関等々も通じてより一層検討を深められて、農林年金會計の健全化のために努力を願ふことを最後にお願ひをし、期待をして終わることにいたします。

○亀井(善)委員長代理 次に、野坂浩賢君。○野坂委員 先ほど同僚議員から質疑がございました農林年金の問題にしばつて、特に、田澤農林大臣を中心にして質疑を進めたい、こういうふうな考へております。

御案内のように、第二次臨調は全体的な分野にわたつて議論が続けておりますが、七月に本答申が出る前に部会の方針は最近のうちに、こういう情勢にあります。その内容は、年金制度については三段階で統合したい、こう言つております。

まず、国鉄共済を電電、専売、国家公務員共済と統合、二番目は、これに厚生年金、地方公務員共済を加えた被用者年金間で統合、三段階としては国民年金を含めた全体で統合、こういう三段階で提案をしております。そして当面、年金業務の社会保険庁への一元化、こういう提言をすることはおむね間違いないだらうと言われております。さ

らに、経済審議会の長期展望委員会では、国庫負担は現状また、展望として無理であらう、したがつて給付水準を下げていくか、二番目は、保険料を引き上げるか、こういうことを提言をいたしました。第二次臨調も大まかそういうことを申し上げました。臨調の第一部会の報告案の要旨の中では、やはり支給開始年齢の引き上げと弾力化、保険料の引き上げ等により制度の運営の安定を図る、こういうのが部会の要旨として決められておるようでありまして。

田澤農林大臣は政府関係の中にあつて、農林年金あるいは農業者年金をつかさどつておる責任ある立場にあります。全体の年金から見ても、いまの臨調の方針、具體的には、特に、答弁に重点を入れていただきたいのには、業務の保険料一元化は社説等でも問題になつておりますが、これらについて閣僚としてどのようにお考えになるのか、その点をまず聞きたい。

○田澤國務大臣 年金問題については、大変重大な問題をやらんでおるのでございまして、したがって、私は農林年金はもちろんでございまして、全体の運営をよりよいものにするためには、やはり一元化を促進することであらうと思つてございまして。しかし、先ほど来お答えしておりますように、沿革だと目的だとか、あるいは財政等がそれぞれ異なるものでございまして、いま直ちにそれを一元化するということは容易じやない。したがらば、それぞれ別の年金の不均衡を是正して、それに近づけていくという努力をいたしたいと思つておる状況じやないだらうかと思つてございまして。

ことに、年金の一番の問題は、国鉄のいわゆる共済年金がもう一番大きい話題になつておるわけでございます。それだけじやなくして、農林年金においても六十五年にはかなり厳しい状況に置かれておるわけでございますので、私たちとしては年金制度そのものを根本的に見直すことを考へていかなければならぬ非常に重大な時期に來てゐる、こう思ひます。

○野坂委員 いま田澤大臣がお話しになつた年金問題については重大な時期に直面をしておる、こういう点については確認をしておきます。

さらに、社説等で問題になつておりますあるいは臨調で問題になつております業務の一元化論、これについて農林年金としてはどういう考へ方を持つておるか、それについて。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。

業務の一元化が話題になつておりますその一元化されるべき各年金制度の業務の実態を見てみますと、実は、各年金制度が使用しているコンピュータも違ふ、それからいろいろデータの集計の様式も違ふ、あるいは給付の裁定、支払い等の業務処理の手順などもそれぞれ独自の手法がございまして、そういう点がいかにハーモナイズされるかという点を抜きにして、どこかにやつと一元化しさえすればおのずとメリットが生ずるといふものではないように思つております。したがつて、そういういろいろな食い違ひをどうするかという問題がなかなかやこしい問題で、それを抜きにして一元化ということではメリットが乏しいのではないかと、こう思つております。

それからもう一つは、それぞれの年金制度ごとに、長年それぞれの沿革のもとにこの種の業務を処理してきた職員というものを現実を抱えておるわけございまして、一元化できるからといって、あしたから首にしてしまふというわけにいくものでもございませぬ。そういう意味ももう一つ、さらにメリットの発現を妨げる要素であるというふうな思つております。

それから、しからば、そういう事態であるにもかかわらず一元化を強行するとしても、それによつて公的年金制度の統合化を促進するという効果があるかということになりますと、これは、やはり私どもは大変懐疑的にならざるを得ない。一元化という問題を議論するのであれば、やはり年金制度の一元化から議論をしてかかるべきものであつて、業務の一元化から議論を始めるというところについては私どもとしては慎重な態度をとらざる

るを得ないというふうに出ておられます。

○野坂委員 いま局長がお話しになったように、言うならば、加入とか脱退とか年金の裁定とか送金の方法とか、非常にややこしい問題が出てくるというの御指摘のとおりだろうと思うのです。

しかし、そういう方向で検討せよというかつこうが出てくる、それに農林年金としてはどう対応するかというところは、いま大臣がお話しになったようにもう追られておるといふふうな位置づけをしていかねばならぬだろう、こういうふうな思ひますね。特に、臨調でもあるいは各種委員会あるいは経済審議会の長期展望委員会、こういうところでは、年金の給付の引き下げとか掛金率の引き上げとか、こういう意見が出ておる。農林年金でも厚生年金でも、まあ農林年金は修率率が七・五だ、厚生年金は五・五だ、女性の場合は三・三だ、こういうことになっておる。後代負担がだんだんふえてくるという結果になっておるわけですね。

そういたしますと、いまのわれわれのような年寄りと言うとちよつとぐあい悪いのですけれども、若い諸君たちは、自分たちが年金を受給するような時代になってくれば果たして年金がもらえるのかどうか、これだけの高い掛金を払ってもらえるのかどうかという心配があるだろうと思うのです。そういう点については現在の給付水準を落とさない、こういうふうにも言わなければ喜んて掛金をかけてこない、やめていこう、こういう結果になるのではなからうかというところを心配するわけですが、いわゆる関係として政府を代表して田澤農林大臣は、給付水準を落とすことではない、こういうことは断言できるか、答弁をいただきたい。

○田澤農林大臣 やはり現行年金制度を実施している段階においては、現行の制度を常に継続していくということが年金の信頼を得ることにならうと思ひますので、そういう点については現行制度をそのまま運用する段階では、やはり給付率についてもあるいは掛金についても現行を守っていく

ということに努めていかなければならないと思ひます。ただ、そのためにはやはりどういふ形のものに公的年金をすべきかということについては、私たちはもつとも積極的の勉強していかなければならない時代である、こう考えます。

○野坂委員 水準は落とさないしこれからの勉強していかなければならぬということとはよくわかりますが、いままでの質問者の中でお話があったように今度はスライドを一月ずらすわけですね。四月を五月、物価の場合、六月を七月にずらし、四月を五月、昭和四十四年以降ということがこの法案に出ておりますが、この年金の実施時期は十一月だったのです。四十五年は十月にした。四十六年も十月、四十八年も十月、四十九年も九月、五十年も八月、五十二年も七月、五十二年以降四月になっておるのです。だんだん国民の要望、受給者の期待、そういうものに政府はこたえて十一月から漸次十月、九月、八月、七月、四月、こつたのです。だから掛金をかけておつても大丈夫だ、おれたちももらえらるんだ、私たちがいただけるんだ、こういう考え方に立つてきた。ところが、その臨調の動向あるいは経済審議会の長期展望委員会の提言、あらゆる場所において年金は危機である、これは大臣も認められた。そういう中で、四月を五月にするということは、むしろ逆行してきたのです。いままでとは違つた方向を歩み始めた。だから若い人たちは心配する、掛金を掛ける人たちは心配する、加入者たちは不安を覚え、不信感を持つ、こういう結果になつて、年金そのものの自体が揺らぐという情勢だ。これはいままでの動向と違つた方向を歩み始めたということをお私に心配するわけですが、大臣は全く御心配はございませんか。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。まず、一月おくらせたという問題につきましても、私どももいたしましては、もちろん財政事情もございしますが、それと並んで、先ほど御答弁申し上げましたように、厚生年金あるいは国家公務員の給与というふうなものとのバランスから

見ても、やむを得ざる措置とお認めいただけるものではないかというふうな考えています。それで、このような措置が年金の受給者あるいは将来受給者たるべき者の年金制度に対する信頼を揺るがすことになるかどうかということでごさいます。これは、私どももいたしましては、農林年金の場合、国家公務員の給与にスライドをしていくという原則が今回の措置によつて揺るがされたというふうには思ひませんので、そういう意味では、国家公務員の給与にスライドして給付が改善されていくという期待感を裏切るといふ事態には至つておらないというふうな思ひます。

それで、私どももいたしましては、年金関係者の間に先生御指摘のような不安がないというふうには思ひます。その不安のないというふうなことを、給付と掛金との間の均衡状態というものを、いまのままの事態では長期にわたつて維持したいのではありませんかという認識が広まつていくことに由来するものでありまして、それはそれとしてそういう事態に對してどう対処するかという対策を検討していくということによつて、そういう不安が発生することを防いでいくより仕方がないことではないかというふうな思ひます。

○野坂委員 局長さんのお話は、財政の厳しい情勢、臨調も財政面だけからの統合論を言つておるわけですから、国家公務員を横目で見れば、あるいは恩給の状況というものに合せて、こういうことを集約してあなたの答弁は物を言つておる。

そうすると、独自性とか農林年金の財政の安定、まあ農林年金の財政というのは非常に厳しいというところは私もよく知つております。不足支払い準備金は約二兆円近いということも承知しておる。しかし、国鉄のように六十年にパンクするという状態かという、あなたの方の指導もいけれども、いわゆる管掌者の運用、そういうものを含めて、まず八十一年度までは五割ずつスライドして掛金が

いうようなことはない。そういう情勢を踏まえるならば、国民の信頼にこたえるということは私は必要だと思ふ。

ちなみに、あなたに聞いてみますけれども、この一月間ずらすことによつて大体どのくらい財政が助かるのですか。

○佐野(宏)政府委員 二千百百万円でございます。

○野坂委員 二千百百万円でいわれる加入者の動揺を来すようなことはしないで、整々としてやつた方がいいのじやなからうか、こういうふうな思ひます。

それで、あなたの二千百百万円というのは四月から五月で、六月から七月のあれだと千九百万ですからね、補助金は。しかし、農林年金の年間の給付金額というのはどのくらいですか。

○佐野(宏)政府委員 一億五千四百百万円でございます。

○野坂委員 局長さん、あなたはよく勉強されておられますけれども、一億五千四百百万円というのは一月間のずれを言うのでしよう。

○佐野(宏)政府委員 いまの一億五千四百百万は、確かに先生のおっしゃるとおりでございます。御無礼いたしました。

元来、例年どおり四月に実施いたしました場合の恩給関係、これが十六億六千八百百万円かかるべきところを、一月月ずらしたために十五億一千四百百万円になりまして、差額が一億五千四百百万円ということでございます。

それからもう一つ、スライドの関係を六月実施の分を七月実施にずらしまして、これが本来ならば十一億三千万円かかるべかりしところを十億百万円で、差額が一億二千九百万円浮くということでございます。それで合計で給付費といたしまして二億八千三百万円の節約になるということでございます。

どうも御無礼いたしました。

○野坂委員 年間の給付費は幾らですか。

○佐野(宏)政府委員 ちよつと農協課長に答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○古賀説明員 一月おくれ、五月実施の場合で、引き上げ額合計で十五億一千四百百万でございます。

す。

○野坂委員 全受給者の年間の給付金額を聞いておるのですよ。

○古賀説明員 失礼いたしました。九百七十億でございます。

○野坂委員 九百七十億に対して二億四というものは約〇・二％ですね。その程度のことではやれぬものですか、大臣。いや事務局ではなしに、政治問題だから大臣に聞いておるのだ。

○佐野(宏)政府委員 借越でございますが、お答えさせていただきます。

実は、一カ月ずらしというのは、農林年金独自の制度であるとして一カ月ずらすことやむを得ずという結論になったわけでございまして、農林年金の節約自体は確かにこのような重大な判断を左右するには零細な金額であろうと存じますが、判断のよって来りますゆえんのもので、各種年金制度共通の判断でございまして、それはそれでやむを得ることではないかと思つたわけでございます。

○野坂委員 大臣に伺いますが、基本的に農林年金というのは自主性がありますか、自主性があるんですか。

○田澤國務大臣 御案内のように、厚生年金から分離してこの年金を独自の立場で進めておるので、自主性はもちろんございしますが、他の年金との関係というものは常に守ってまいらなければいかぬということも御理解いただきたいと思うのです。

○野坂委員 自主性があるようでないようなお話をいただいたので、よくわかりません。国対委員長ペースのお話ではちよつと困るのですけれども、自主性があるという主たる立場に立つて物事を考えていかなければならぬ。したがって、私どもはこの一カ月繰り下げ実施については納得ができません。了解ができない。この点についてははっきり申し上げておかなければならぬ、こういうふうに思います。

昭和五十七年五月十二日

そこで、先ほど大臣は、年金は当面危機状態に入ってきた、もう国鉄はバンクする、農林年金もいつかはそういう状態になる、したがって、われわれについては十分な検討が必要だということであります。しかし、あなたのところの年金は、経済局長主管のもとに、農協理事長もいらつしやるけれども、農林年金をつかさどつておる職員は、よく整理合理化徹底をしまして、四人でやつておりま

すね。なかなか大変なものです。自主性があるといつても、ここではやれますけれども、内容的にはむづかしい、こういうふうな判断せざるを得ない、私はそう思つております。大臣に後から付言して答弁をいただきますけれども、そういう状況だ。いまはそういう状況であるから、広く年金の意見を求める時期に来ておる、このことは大臣もお認めになったのですね。各種の審議会等を見てまいりますと、国家公務員には共済組合審議会と

いうのがあります。地方公務員にも同じく審議会がある、共済年金基本問題研究会というのも大蔵大臣の諮問機関としてある、社会保障制度審議会というのが厚生省にある、社会保険審議会というのもある、国民年金審議会がある、各年金がみんな全部持つておるのです。そして、年金の危機の

状態が来たから、いまこれに対応していかなければならぬということで作業しておるといふのが現状ですよ。五十七年の末に危機が来るんじゃない、そんなとろいことじゃないのです。ほかは。だから、独自性を持ち、年金の中に農林年金をどう位置づけをするか。昭和三十三年に厚生年金から脱皮した農林年金をどう育成強化するかということ

になれば、この加入者や給付者やそれを管掌しておる機関や、そういう人たちが物を言つて、われわれの年金をどう守るかということを考えていかなければ、われわれはこれからの対応ができない、こういうふうには私は思つておるわけです。それに

つては農林大臣はどうお考えでしょう。
○田澤國務大臣 農林水産省としても、農林年金については、先ほど来申し上げておりますように非常に危機的な状況にございしますから、将来、こ

れに対する対策は、やはり特に検討してまいらなければならぬと思ひます。と同時に、いま第二臨調初めいろいろな機関がそれぞれ年金そのものに對するいわゆる考え方をそれぞれ表現しておりますので、そういう点をも十分参考にしながら、私たちのこれからの年金に対する研究等のあり方、進め方を検討してまいりたい、かように考えております。

○野坂委員 これから研究の仕方、進め方を考える。これから研究をするということだったから、大蔵省が出てしまつてからやつても意味がないのですよ。いまやらないければならぬわけですね。あなたはいまやるといふふうな理解ですよ。それなれば、加入者や給付者や管掌者が公式の場で見解表明する場をつくる、こういうことですか。

○佐野(宏)政府委員 先生御指摘のように、年金の加入者、受給者等の意見を、先ほどもちよつと申し上げましたが、格式張らずにお話を伺えるような場をいすれば足りたと思つております。

○野坂委員 いままで、たしか今村局長のころだったと思うのですが、話し合いをしまして、経済局長の諮問機関をつくつた。このころは開店休業であります。睡眠、冬眠状態。これだけ重大な時期でありますから、大臣、たとえば、農林年金法の中に法制化をして審議会をつくる。しかし、恐らく経済局長以下古賀農協理事長等は、審議会は、法律的につくるはいけれども、いまの合理化の時代で、なかなかむづかしいのだという意見があるいはあるかもしれぬ。私はこれが望ましい、公

式な場で公的な見解を述べる唯一の場だと思つておるのです。しかし、百歩譲つて、できない場合は、田澤農林大臣の、いわゆる大蔵大臣がやつておるような研究機関を早期につくつて、そしてこれに対応しなければおくれしていきますよ。そうしないと、自主性はなくて、みんな横目で見て、あそこがやつてきたから乗りましよう、これが四人で勉強した最大の知恵ですよ。いままでみんなそんなんですから、だから、それをやりますかという

ことを政治家である農林大臣としてはどうお考え

だろうか、こういうふうには思います。農林年金や農業者年金を守るために、みずから勉強して、そういう管掌者や給付者や加入者の意向というものを公的に述べてもらひながら、それをもつて政府関係の中で年金に対する見解を、哲學的な見解を述べながら、われわれの位置づけをしていく、こういうことになるのが当然の筋道ですよといふふうに私は考えますが、いかがですか。

○田澤國務大臣 審議会については、いま先生御指摘のように、これはなかなかむづかしい問題だと思ひますので、いま御指摘のように、大臣の私的機関を設けて意見を聞いたらどうかという提案については私も賛成でございます。したがいまして、これは、時期をいつにするかという問題はちよつといま申し上げられませんが、私は、できるだけその線に沿つてこの問題は努力をしてみたい、かように考えます。

○野坂委員 早期に開設をしていただくようにお願いしたいと思ひますが、よろしうございしますか。

○田澤國務大臣 できるだけ努力をいたします。

○野坂委員 それでは次、同僚議員からいろいろとお話があつた補助金四分の一のカット問題、これは、この間の秋の行革でいろいろ言われておる。先ほど同僚議員からの質疑でこういうお話がありましたね。年金財政の安定を損なわないようにということや、三年たつたら返します、来年のこと、を言ふと鬼が笑いますけれども、本気で三年後の話をしなければならぬが、農林大臣としては、三年たつたら全部返してもらふという考え方で

か。
○佐野(宏)政府委員 特例適用期間後繰り入れには直ちに着手してもらひたいと思つておりますし、直ちに着手することについては大蔵省も了承しておりますが、一括で繰り入れるか、何年間かにわたつて分割して繰り入れるかということについては今後、協議を要するところであると思ひます。

○野坂委員 その場合、先ほど議員からお話

私は、日本の農業というものを考えたときに、国がいろいろ対応なさるのとは当然のことながら、農業団体として大きな組織力を持ち、非常に団結のかたい農協という一つの大きな団体の活動といえますが運用というものを非常に重要視している一人でありますが、いろいろ長い歴史の中で、その本来の役目といえますか使命もどうかすると忘れられがちであるという批判等もあります。こ

とし第十六回の全国農協大会もございまして、農協としましていろいろいままであったそうした非難やあるいは不備を改めながら、次の新しい時代に船出をしようとしていることを伺っているわけでありまして。大臣としまして、いまの農協の現状をどのように認識をなさいます、今後、いかなる方向にいかなる姿で農協が歩むことが日本の農業にとって好ましいものである、そういうような方向とごいいますものにつきましたら、まず御見解あるいはお考えがございしたら、まず最初にお聞かせをいただきたい、こういうふうに思います。

○田澤國務大臣 島田委員にお答えいたしましたのでございまして、御承知のように昭和二十二年に自主的な協同組織として農協が発足しまして、戦後の非常に変化の大きい社会経済情勢の中で農業を支えてきた役割りというのは非常に大きかったの

認識をして、そこで各農家の経営を診断してやる、そういうやはり親切があつてよろしいのじやないだらうか。そしてやはり農家、農民が本当にこれから農業をやつたらすばらしい農業ができるなという期待を抱けるような農村、農業にして差し上げなければならぬ、その役割りを持つていけるのが農協の組織だと私は思うのです。

（亀井（善）委員長代理退席、委員長着席）
かつて、反産運動が起きるほどの産業組合活動というものはやはりすばらしいと私は思うのです。また、指導の面では農会というものがございまして、この役割りもまた非常に大きかった。また、海外では、ブラジルは確かに国の財政は非常に緊迫しておりますけれども、コチア農業というものがあの大きなブラジルの農業を支える基本になつていられるを見ますと、私は、それなりに農協の役割りはいま一番重大であらう、こう思うのでございまして、秋の大会の成果を期待いたして

○武田委員 大臣から一つの方向というものをお話しありました、私は、それはそれとおり、同感でございします。
ただ、その中身の中で私いつも思うのでありますが、やはりこの間も参考人の皆さんが来たときに、何の事業でも人が大切なんだ、事業は人なりということがあるではないか、こういうことでありますから、そういう大きな団体にしなければならぬ、上に立つ指導的な方々の資質の問題、これは大事だと思つております。しかしながら、残念ながら、非常にいい組合長さんを中心とした組合を歩きますと当然それなりの結果は出てくるわけでありまして、そうでないものも多々あるわけでありまして、その中で、特に私が気がつくのは、どうも理事さんの問題、いわゆる理事、この問題がある。ところで、その理事を選ぶ選挙がかなりひんしゆくを買つていける。日本のいわゆる金権選挙の原点はこの農協の理事の選挙にあるなどと言われることもしばしばでありまして、やはりこれは各農協等の、あるいは組合、農家の皆さんの意

識のこともあるでありましようけれども、こうした面のもっと徹底した指導、これがやはり必要じゃないかというふうに思うのでありますが、この一点だけまず大臣にちよつとお聞きしておきたい。これが改まると、やはりいい人、選ばれるべき人が選ばれる、出たい人も出したい人ということをやられますが、そういう体質が農協全体の中にしかと定着すれば、そこから農協全体の向上もあるのではないかとこの点について大臣の考えをひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○田澤國務大臣 協同組合の理事の選任については、私は、市町村の選挙全体を見まして、協同組合理事の選挙というものは農業に専念する人を選挙するための方法としてはまあいい方じやないかと思つてございします。しかしながら、最近の社会全体の問題でございしますけれども、選ばれた理事の方がやはり農業に対して本当に取り組む姿勢があるかどうかの問題が一番大きいと私は思つてい

すね。理事に選ばれた、そういう人はすばらしい。しかし、農業に対してどれくらい熱意、情熱を持っているかということじやないかと思つてい

の行動といえますか活動は、国民がよく注目しているわけですね。特に、米価運動とかそういうものに出てまいりますし、そのときにその組合が本

に日本に農業の発展のために、農民のためにがんばつていられるという姿勢が国民に本当に理解してもらつてないところ、いろいろな問題が出てきたときに孤立的なそういう状況をつくつてしまつたというところ、これは農協というものは一つの団体で、自主的にこれからも一層発展をしていかなければならないという前提条件はあるにしても、注意すべきものはきちつと指導、注

意して、世の模範となる――これはマンモスですから、世界一と言つてもいいくらいマンモスな統率力のある、しかも金を持つていける団体でありますから、これがよくなくて、これは日本にとつてもわれわれ国民にとつても相当な影響力がある、私はそう思うわけでありまして、今後、そういう面の指導には十分なる対応をしてほしい、こういうことを要求というかお願いをしておきたい。
そこでもう一つ、農協さんについていろいろと聞かれるのは、先ほど営利に走り過ぎるという、これも一つの大きな批判を受けている。また、組合員自体もそういう行き方に不満を持つてい

会の中における調和ある発展も必要だろう。そういう意味で、そうした農外関連の事業についてある程度の規制といえますか、あるいはそういうものに対する制約というものを考えるべきじゃないかなと思うのでありますが、この点についてはどういうふうにお考えをなさっているわけですか、ひとつお尋ねをしたいと思います。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。

ただいま先生御指摘のございましたような農協の事業の運営のあり方が、地域の中小事業者との間の摩擦を起こしがちであるという点につきましては、私も、私も同様の趣旨の話をいろいろなルートから耳にいたしておりますので、かねてから心を痛めておったところでございます。それで、従来から地域における事業の協調に配慮した事業運営を行うように数次にわたり通達を出したりして指導をしてきたところでございます。これは一面では、最近のように組合員自体の兼業化あるいは地域社会の混住化が進んでまいりますと、こういう摩擦が起ることにはある意味では摩擦が起りやすい素地が十分あるわけでございまして、幾ら注意してもなかなか根絶しにくいということで実は困っておりますが、私もその点は鋭意指導しておるところでございます。

その中で特に、問題になっておりますのは、いわゆる農協スーパードと申しますが、農協の購買店舗の問題でございます。この問題につきましては、どうもさらにもう一層踏み込んだ積極的な規制措置が必要であるというふうに考えまして、実は先月二十三日に新しく通達を出しました。農協の自主的な規制措置とあわせて、少なくとも当分の間は五百平米を超える農協店舗については出店を自粛させる。それからそれ以下のものにつきましても農協の系統組織の内部に購買店舗委員会を設置して、その策定する自主基準に基づいて農協の店舗設置計画の審査、指導、店舗の運営の指導等を行わせる。それから一定の規模、五百平米以下で都道府県知事が定める規模を超える店舗については行政庁の審査、指導を経た上で出店をすることす

ればさせる、そういうことを骨子といたしました。通達を最近出しまして、農協スーパードをめぐる地域の中小事業者との間の紛争はこれで大幅に事態が改善されるものというふうに期待いたしておりますが、それ以外の分野につきましても十分注意深く見守って指導の強化を要する場合には適切に措置をしてまいりたいというふうに思っております。

○武田委員 これは重要な問題でありますから、指導の徹底と、そうしたトラブルを未然に防止するような対応を逐次徹底しながら作業を進めてほしいなどとはお願い申し上げます。

次に、農協における信用事業の拡充ということでありまして、この問題については、一つは他の金融機関との競合関係が強まってくるのではないかと、この心配はどうかという問題と、とりわけ信用にかかわる員外貸し付けの緩和措置ということが農協の姿勢をいわずに組合員のための農協という本来の使命から離脱させる方向へ、そういう傾向の助長にならないかと、この心配、この点についてはどういうふうにお考えになっておるか、その点についての御見解をお聞かせ願いたいと思

います。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。

まず、今回の員外貸し出しの規制緩和措置でございますが、これは、あくまでも従来からございました員外規則を維持しながら、ごく限られた特例的な信連について新しい緩和された規制措置を適用しようとするものでございます。したがって、まず、今回の規制緩和措置というのは決して一般論ではなくて、特定の信連に限る特例的な取り扱いであるということをお願いしておきたいと思

います。それで、特例的な取り扱いを受けることになりまして特定の信連というのはいくらばどういう信連であるかと申しますと、これはまず会員たる単協の資金事情あるいは地域内の農事情から見て、会員たる単協の組合員の資金需要を充足するとい

ておいて、信連が員外の貸し出しを伸ばそうとしても何としても出る幕がないというふうに見られる信連、そういう信連を指定することにした。たいというふうにお考えしておりますので、今回の特例措置の適用を受けたい信連につきましても、かりめにも員内の資金需要があるにもかかわらず、それをないがしろにして員外に資金を回すという傾向を助長することは万々ないと確信をいたしてあります。

また、そういう信連につきましても御高承のとおり、有価証券運用とかあるいは金融機関貸し出しという形ではすでに何らの制限なく員外に資金が流出しておる実態でございますので、今回の特例措置の適用によりまして、そのような信連につきましても資金運用の均衡的、効率的運用を確保することというところは期待しておりますが、員外への資金の流出を積極的に助長するという効果は持たない、どちらかと言えば中立的な措置であるというふうにお考えをいただいております。

それから、中小金融機関との関係でございますが、以上申し上げましたような考え方で信連を指定するわけでございますので、どちらかと申しますと信連が地域社会の金融界におきましてほとんど大きな比重を占めないような、どちらかと言うと都市的な信連が主として指定をされるわけでございますので、そういう地域の中小金融の世界におきましてはしよせんその信連の影響というの

も限られたものでございまして、その結果、他の中小金融機関が競争上不利な地位に立たされ迷惑をこうむるということとは考えられないというふう

に思っております。この点は私もただの独善的な判断ではございませんで、中小金融機関を所管しております大蔵省銀行局とも十分相談をいたしながら運用してまいりたいと思っておりますので、御心配には及ばないと思っております。

○佐野(宏)政府委員 まだ何分法律を御審議賜っておる最中でございますから、具体的に県の名前を挙げるというようなことは差し控えていたいただきたいと存じますが、少なくとも員外貸し付けの現状が、現行制度の員外貸し付けの上限ぎりぎりまで接近していつてパンク寸前であるというふうな状態にあるということ、それから現行の枠組みの中では非常に貯蓄率が低い、それからもう一つは単協の段階までおろしてみてもやはり貯蓄率が低い、そこで、その上にさらに貸し付けの審査体制が充実をされていて、員外の世界へ出ていって貸し出し業務をやっても万々間違いない、そういう以上申し上げましたような要件を具備している信連を総合的に勘案をして指定をするということにしたいと考えておりますが、県名を挙げることは差し控えていただきますが、数としては二けたになるかならないか、ぎりぎりぐらいと思っております。

○武田委員 貸付枠は上限一五%拡大ですね。これはすぐ一気にやるものか、あるいはまたその地域によって段階的に何%か決めてやるものか、その状況はどういうふうになるのか。それはどうなんでしょうか。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。法律上は一五%までの一応の枠を規定をしておいていただきまして、さしあたりは政令で一〇%ということに縛りたいと思っております。

○武田委員 特例措置の適用というのが必要がなくなった場合はこうしたものが解除するものかどうか、その処置はどういうふうにお考えをいたしますか。

○佐野(宏)政府委員 御指摘のとおり、特例措置の適用を相当とする事態が解消するという信連が生じますれば、特例の適用は解除されるべきものである。と申しますのは、本則に戻るべきものであるというふうにお考えをしております。

○武田委員 ところで、私よくわからないのですが、員外、員内ということですね。員内というのはわかるのですが、員外というのは、どういうものを指して員外と言うのか、これをちょっと説明し

てもらいたいです。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。

端的に申しますと、員外というのは員内にあらざるものが員外ということなんでございますけれども、実態的には、信連の模範定款例で員外貸し出しの対象としては次のように定めております。

一つは、「農業の発展に寄与すると認められる事業等を行なう法人」二つには、「地区内に住居を有する農業者」これについては貯金担保ということとで、こういうものを員外貸し出しの事例として模範定款例に定めております。現在のところ、各信連とも模範定款例で定められているとおりの定款を定めておるといふふうに承知しておりますので、現実に行われます員外貸し出しはこの範囲で行われるものと理解をいたしております。

○武田委員 農林中金でも員外貸し出しをやっていますね。信連でもやる。両方とも員外というものの定義は、農林中金であろうと信連であろうと同じなんですか、それとも別なんですか。員外というものの定義、具体的なものはないか。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。

農林中金の場合には、農協法の員内に相当いたします概念をいたしまして所属団体という概念がございまして、それで、信連を含めて農協の場合と農林中金の場合とで違いますのは、農協の場合でございまして、員内を相手にして仕事をすることが農協の本来業務でございまして、ところが農林中金の場合には、先般、御審議を賜りました中金法の改正によりまして、関連産業貸し出しという分野、所属団体貸し付けではございせんが、農林中金にとつては本来業務であるという法律上の位置づけになっております。ですから、そういう意味では所属団体という概念と員内という概念はほぼ類似した概念でございすけれども、農協の場合には員内が本来業務であるという位置づけであるのに対して、農林中金の場合には、所属団体以外であつても関連産業向けの貸し出しは本来業務として取り扱われておるといふ点に相違はございす。

○武田委員 それで最後に、員外貸し付けの基準といふんですか、これはどういうふうになっているのか。なぜかという点と、どういう職業にでも貸すものかどうか、その点でちょっと心配な点もあるわけなんです。ですから、その基準というものをちょっと聞いておきたいと思うのです。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。

先ほど前段の御質問にお答えする際に申し上げたのでございますが、模範定款例で「農業の発展に寄与すると認められる事業等を行なう法人」と書いてございまして、その模範定款例が現実には信連の員外貸し出しを規制する枠組みになるといふことでございす。

○武田委員 時間が来ましたので……。これからオンライン化、いわゆる一般の金融機関並みの対応が普及していくわけでありまして、そうすると犯罪の中でコンピュータによる諸般の金融関係の事件も発生しているわけでありまして、信連はいままでそうした金銭的な事故はなかったということでありまして、単協なんか見ているとずいぶんありまして、大変御心配、御苦労しているわけでありまして、今後こうしたものを未然に防止する

対応といふのを十分しなくてはいかぬ。それだけに為替の仕事等々をいろいろとやる、専門的な知識等も要求される、またチェック体制とかそういう対応も十分になされていかねばいかぬではないか、こういうふうに見えてくるわけですが、そういう点では、この対応は十分になされている、こういうふうに見えているわけか。心配なところはいろいろと事前にしかるべき手を打たなくてはいかぬと思ひますので、金の関係ある、しかも員外貸し出しという問題が中心になってきますだけに心配をしておるわけでありまして、そうした心配のないような対応をしてほしい、こう思うわけ

ございまして、その点の対応についてお尋ねをしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○佐野(宏)政府委員 オンライン化に伴ひまして農協においても一般金融機関に見られるような不詳事件が発生する危険は確かにあるわけござい

まして、系統農協におきましてはそのような危険を防止するために現在、次のような措置を講じておるところでございす。

一つは、農協の為替業務の取り扱いの開始に当たりましては、まず事前に農協の実務担当者に対する研修を周到に実施することにいたしてあります。この研修を受けた実務担当者を農協の為替取扱店舗ごとに必ず複数名配置するということとしてあります。

さらに、今回全銀の内為制度に加盟するために準備を進めておる段階でございまして、それに加えて全銀の内為制度加入のための準備の一環として、為替担当者研修を一層強化するとともに、農協系統独自でこれらの者のうちから為替取扱実績が一年以上あつて中店及び信連の所定の業務研修を受けた者について、為替実務専門員というものの認定制度を設けておりました、それが為替の取扱実務の中心となつて円滑な運営を図るといふことにしております。

ちなみに、この為替実務専門員制度は五十四年度から実施された制度でございまして、五十六年度末までにすでに八千名が認定を受けておりました、今後二年の間に認定済みの人間の数を二万二千名にする。それによつて各店舗ごとに最低二名ずつはこの認定を受けた者を配置するということを予定しております。

それからさらにそのほか、一般金融機関と同様に、内部における相互牽制システム等についての研究開発を進めて、万遺憾なきを期してまいるといふ決意でおると承知しております。

○武田委員 終わります。

○羽田委員長 神田厚君。

○神田委員 農協協同組合法の一部を改正する法律案につきまして御質問を申し上げます。

まず最初に、この法案の一つの大きな項目であります農協の全国銀行内為替制度への加入の問題、それから内国為替の員外利用の規制撤廃の問題につきまして、現在内国為替未取り扱ひの農協が相当数残っているわけでありまして、これを解

消して全農協の一括加入が一体可能なのかどうかという問題についてお尋ねをしたいと思います。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。

全銀の内為制度に加入をいたします場合には、これは業態ごと一括加入ということとでございまして、農協が加盟するときは全部の農協が加盟しなければならぬ、これは先生御指摘のとおりでございす。これは内為制度がオンライン化されることに伴ひます技術的な要請でございまして、この点は受けて対応せざるを得ないということとでございす。

それで、農協の内為の取り扱いの実態でございまして、先般、御審議を賜りました四十八年改正の際の当委員会での御議論もいろいろ踏まえまして、その安全な運営を確保するために内国為替取り扱ひの承認基準というものを銀行局長と私の方との連名で四十八年に出してございまして、それに基づいて指導しているところでございす。残念ながら現在、承認基準に達しておらないために為替取り扱ひを行つておらない農協が三百九十七ございす。

それで、これを解消するという課題があるわけでございますが、私もといたしましては内国為替業務の安全確実な事務処理の確保には十分配慮しながら、とは申しまして、最近、内国為替業務にかなり習熟してきているという実情も考慮いたしまして内国為替取引承認基準の緩和を検討いたしますとともに、その際、体制の弱い農協につきましては、当面信連が内国為替の所要の事務を代行するという措置も併用いたしまして、内為制度に加入できるように、全農協が一斉にそろつて加入できるように条件整備を指導していききたい、こういうふうな思ひでございす。

○神田委員 これはオンライン業務ということになるわけでありまして、オンライン業務は専門知識を非常に多く要求することでありまして、いろいろ国内でもほかの金融機関等かなり事故が出ている関係もございまして、この事故防止対策そ

の他についてどういふふうにお考えでありますか。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、危機は確かにあるわけでごさいます。現在、系統農協がこれに処して講じております措置というはおおよそ次のようなものでございます。

一つは、為替業務の取り扱いを開始する前に実務担当者に対する研修を実施いたしまして、それで為替の取扱店舗ごとに必ず複数名の研修終了者を配置するというようにしております。これは四十八年農協法改正以来そういうことでやってきておるわけでございますが、今回さらに、全銀の内為制度に加入するために中金と信連の所定の実務研修を受けた者で、為替取扱実績が一年以上ある者を対象にして、為替実務専門員認定制度というものを設けております。これによって認定を受けた為替実務専門員が、現在のところ約八千名でございますが、これを二年間に二万二千名養成いたしまして、最低限、各店舗に二名ずつはこういう認定済みの実務担当者を配置するというようにしたい。それに加えて、もちろん一般金融機関の常識でございますが、内部牽制組織等の研究開発を進めて遺憾なきを期していきたいということでやっております。私どもも十分そういうものを受けて進めてまいりたいと思っております。

○神田委員 また、この制度につきましては、漁協はこの内為替制度への加盟をしておらないようでありまして、なぜ漁業協同組合は全国銀行内為替制度への加入をしないのでありましようか。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。

現在、農協で内為替取引を行っておらない農協が三百九十幾つというふうには申し上げましたが、これは約八割ぐらいてございまして、農協の場合ですと九二％はすでに内為替取引を行っておりますわけでございますが、一方、漁協の場合には約一八％が内為替取引を扱っておりますとい

う現状でございます。先ほど申し上げましたように、この全銀の内為制度というのは、業態ごと一括加入というところでございまして、漁協がこれに加入するためには漁協全体が入れなければいけないということでございます。漁協の内為替取引の普及率がこのように低い状態では、とても目標が高過ぎて、現在のところ全銀の内為制度に加入するという展望をいま直には持ち得ないという状態にございます。それで、業態ごと一括加入というのは、これは全銀の内為制度の中で、漁協が為替取引を何とかやっているかやっていないかということと識別することはまず無理でございますので、業態一括加入という要件はちよつと外しようがないと思われまして、残念ながらいまのところ漁協についてはその可能性がないという実情でございます。

○神田委員 次に、この改正案の中の大きな項目であります信連の員外利用制限の緩和の問題につきまして二、三お尋ねをしたいと思つております。

最初に、この資金の運用状況、地区内の農業事情などから見て、現行の員外利用を超過して貸し付けを行うことが必要かつ適当であるものとして大臣の指定するものという規定がございまして、これは具体的にはいかなる信連を指すのでありましようか。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。

まず第一に、現在の員外貸し出し規制のほうは天井まで近づいてしまつておるといふことが一つ必要であると思つております。それからもう一つは、貯貸率が非常に低い、その当該信連自体について低いというだけではなくて、その信連の会員たる単協についてもおしなべて貯貸率が低いというところがもう一つの要件として必要だと思つております。それで、そういう信連につきましては、一般的に員外貸し出しを多少緩和してでも貯貸率を引き上げて均衡のとれた資金運用にする道を開いてやる必要があるわけですが、さりとて農業以外の世界に乗り出すわけでございますから、貸し

出しの審査体制が充実しておることがもう一つの大事な要件であらうと思つております。

そういう要件を満たしておるかどうかということとを総合的に判断をして指定をいたしたいというふうには思つております。

○神田委員 次に、信連の員外利用制限につきまして、貸付枠の上限は一五％というふうに言つておりますけれども、一五％とした理由はどのようなこととございましょうか。

○佐野(宏)政府委員 これは、何と申しますか、この一五％というのは資金量の一五％ということとございまして、現行の員外貸し出しの規制のようには、員外貸し出しの規模にリンクして決めるというやり方をしていないところがまず第一の特徴でございます。この点は、先ほどの特例適用信連の指定をするときの基準について御説明を申し上げましたように、員内の貸し出しを伸ばそうにも伸ばしようがない、会員たる単協も資金ポジションがよ過ぎるような状態であるというところに着目して指定をするわけでございますから、そういう信連につきましては、員外貸し出しというのは伸ばそうとしても伸ばしようがないということでございまして、員外貸し出しにつきまして員内の貸出量にリンクして決めるというわけにはいかない、それで資金量に着目をするということとでございます。

それから、しからばその場合の一五％ということについての考え方でございまして、これはいろいろな考え方がございまして、一つは、現在の信連が集めておる資金の性格から見ますと、相当程度は員外からの資金をそういう信連の場合については流入をしておるわけでございます。だから員外からの資金量が相当流入をしておるという現実に着目して、員外から流入している資金の割合との関係で、員外向けがどの程度まで許容されるかという考え方が一つございまして、そういうものと一五％ということとを位置づけることもできます。それからもう一つは、協同組合型の組織であります金融機関の中で、今度御審議を賜つて

おります特例措置のようなタイプの員外利用制限を課しておる例としては、全国信用金庫連合会の例がございまして、それとの横並びということとを考へますと、全国信用金庫連合会の員外貸し出しの規制というのは、これがやはり資金量の一五％というところになっております。ですから、そういう先例の踏襲と、それから資金の調達面での員外の程度とのバランス論、そういうふうにお考えをいただいてよろしいのではないかと思います。

○神田委員 信連の今回の措置が他の中小金融機関等に影響を及ぼすのではないかとどういふことが言われて、心配もされておるようでありまして、この点についてはどうでございましょうか。

○佐野(宏)政府委員 この点は、まず最初に申し上げておきたいと思つておるは、今回の特例措置が適用になります信連というのは、限られた特定の信連でございまして、一般的にこういう事態が起こるわけはございません。

それで先ほど御質問がございましたように、特例が適用される信連につきましては、資金量の一五％以内という制約がかつております。さらに、実際問題といたしましては、とりあえず政令で一〇％ということに規定することにいたしております。したがって、今回の特例措置によつて員外貸し出しを伸ばす信連というのは、中小金融機関との関係でも信連がそれほど大きなインパクトを持つはずのあり得ないような都市的な地帯につきまして、かつ、資金量の一〇％以内というごくさやかな範囲でこういう事態が起こるわけでございますので、まず、そういう意味で中小金融機関への影響ということを御心配いただくには及ばないのではないかとおもうに思つております。

さらに、つけ加えますれば、先ほどちよつと触れさせていたございましたように、模範定款例に従いまして「農業の発展に寄与すると認められる事業等を行なう法人」という限定もございまして、業種的に見ましても無制限にのさばっていくわけではないということがございまして。

さらに、この話を実際に運用したいしていきます場合には、中小金融機関に対する行政を所管しております大蔵省銀行局とも十分御相談をしながら取り進めてまいることになっておりますので、御心配のないように処理し得るものと確信をいたしております。

○神田委員 今回のこの信連の員外枠の緩和措置の効果がどのようになるのか、信用事業としてどういふふうなこれから先の見通しが持てるのか、この点はいかがでありますか。

○佐野(宏)政府委員 私どもとしては、今回、員外貸付枠が拡大をされたからと申しまして、それによつて直ちに員外貸し付けがストレートに枠がふえた分だけ容易に拡大をするという事態ではあるまいというふうに思っております。信連にとりましては相当程度新しい取引分野でございますし、各種金融機関の間で相当激しい競争もございまして、したがって、枠の拡大によつて自動的にメリットが得られるというものではございませんが、仮に、その資金量の一五%というのを限度いっぱい活用するということが行われた場合にどういふ事態が起こるかということと員外貸付割合のランクの高い上位十の信連について見ますと、その効果によりまして現行二四・二%である貯貸率が三六・二%まで高まる効果があるという、これは仮設例に基づく計算でございますが、そういう計算結果になっております。これを通じまして、このような信連におきます資金運用の形態が有価証券運用に過度に依存するというような不健全な資金運用の状態から脱却できることを期待しておるわけでございます。

○神田委員 この特例措置の適用が必要がなくなった場合にはどうするかという問題が一つ残っております。指定を解除する方向をとるのか、一体どういふふうな形にするのでありますか。

○佐野(宏)政府委員 その必要がなくなれば解除すべきものと考えております。そのように処理したいと思ひます。

○神田委員 さらに、員外貸し付けの対象として

はどのようなものを指導していくのか。農協設立の趣旨に照らして、農業関連産業等に重点を置くべきだと思ふのであります。いろいろとまたこれらのことについても問題の指摘がされているのであります。この員外貸し付けの対象について明確にひとつお答えをいただきたい。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。模範定款例に定めております「農業の発展に寄与すると認められる事業等を行なう法人」ということで、今度お認めいただくことになれば、その員外貸出枠を利用してもらいたいと思つております。

○神田委員 次に、この法律改正案の三番目の柱であります。有価証券の払込金の受け入れ等の取り扱いについて員外利用制限を外すということにしているわけであります。地方債のほかにどのような有価証券を指定するのでありますか。

○佐野(宏)政府委員 今回御審議をいただいておりますこの改正は、農協が地域社会の中で、地域社会の中でおつき合ひとして地方債を相当現に引き受けている、そういう実態を踏まえて、地方債を相当引き受けておるにもかかわらず元利支払の業務が行えないという不自然な事態を解消したい、そういう考えでございまして、御審議をお願いしておるわけでございます。したがって、現在のところ、地方債以外の有価証券を指定するということとは考えておりません。今後、将来の問題として、地域社会の中でおつき合ひとして保有することが相当と認められるような有価証券について、追加して指定することあり得べしと思つておりますが、現在、具体的にどういふものというところは念頭にございせん。当分指定するつもりはございせん。

○神田委員 系統の余裕資金の運用の中で大きな比重を占める有価証券の投資には、常に大変危険が伴うわけであります。いろいろ各地方におきましても問題が起きているようでありまして、政府としてはいかなる指導監督を行うつもりでありますか。

すか。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。まず、系統の有価証券運用の実態でございますが、昨年末現在で、単協段階で約二兆円、信連の段階で約六兆七千億という水準に達しております。貯金に対する割合から申しますと単協段階で約七%、信連の段階で約三五%ということになっております。

有価証券運用の内蔵いたしておりますリスクについては、ただいま先生御指摘のとおり、私どもも気にしておるところでございます。したがって、財務処理基準令に基づきまして運用できる有価証券の種類をまず限定をいたしております。

現在、国債、地方債、金融債、特別法人債等一定のものに限ることになっております。社債、株式等の運用額は六カ月以上の定期性貯金額の百分の十五以内という制限を課しております。

それからさらに、最近、多額の評価損が発生したという経験にかんがみまして、五十六年の二月及び六月の二回にわたつて、一つは、「事務処理体制の整備、内部けん制機能および監事監査の強化等を図ること」、それから「安全、確実性の面から農協においては着地取引は行わないこと」にする。それから「有価証券の取得、処分の方法についての自主的な点検の実施」をする、こういうことについて指導通達を出したところでございまして、しかしながら、こういうことだけで必ずしも十分な対応というわけにはまいらないわけでございまして、今回御審議をいただいておりますようなことを通じまして、有価証券運用に過度に依存する運用体質を直していくことがやはり基本ではないかというふうに考えております。それが今回の法律改正につぎまして御審議をお願いしておる一つの有力な理由でございます。

○神田委員 ちよつとこの法案と関係ないのですが、大臣にお聞きをいたしたいのであります。今回、全中が発表した八〇年代日本農業の課題と農協の対策、これは大変多くのいろいろな新しい問題も含んでいるようでありまして、政府とし

てはこれをどのように評価をし、さらに農政の中におきましてどういふふうなこれを位置づけていくのか、その点について大臣の方の御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○田澤國務大臣 いま中央会で検討されております問題について、私たちは高く評価をいたしております。今後、これがどのような結論を得るのか、大きな期待を持っているわけでございまして、いま非常に厳しい農業の現状でございまして、すばらしい結論が得られますことを期待いたしたいというのが実態でございます。

○神田委員 もう一点、法案とは関係ないのでありますが、農協運営につきまして、農協スーパ一に関して員外利用と地元業者との調整についていろいろ問題も起きているようでありまして、政府としての指導方針はどういふふうになっておるのではありませんか。

○佐野(宏)政府委員 先生御指摘の点は、私どもといたしましても大変頭の痛い分野でございまして、員外利用の規制を徹底するために、組合員証を発行して点検させるとか、いろいろなことを従来から言つてまいつたわけでございまして、そういうことだけでなくなかなか農協スーパ一をめぐる地元中小業者との間の紛争がうまく処理できないというところでございまして、先月、思い切つて農協の購買店舗の出店規制を行うことにいたしました。少なくとも五百平米以上の売り場面積を有する農協店舗については当面出店を自粛させるということになりました。それ以下の規模の購買店舗につきましては、地方自治体もかんた調整と協議の手続を決める趣旨の通達を発出したしまして、それによつて農協の購買店舗の出店計画自体を抑制調整するということによって地元中小業者との間の紛争を解決していきたいというふうに思つております。

○神田委員 終わります。

○羽田委員長 神田君の質疑は終わりました。次に、寺前議員。

○寺前議員 年金から先に聞きます。聞きたいこ

とは四点あります。順次お聞きをしますのでお答えをいただきます。と思います。

まず第一番目は、年金というものは年がいったら、障害者になつたらいまさら働けと言つてもどうにもならないんだから、そのときにそれで生活をする事ができるようにあつてほしいというのが国民の年金に対する希望であります。また、これは長年にわたつて論議されてきたところですが、今出された法案を見ますと、金の値打ちが変わつてきているときに、せっかくスライドでもつてその水準に戻してあげなければならぬという立場に立つておつたスライド方式を、実はおくらすという形になつて出てきております。もともと給与が決まつた時期と現在の年金のスライドの時期を考えると、一年は違うものです。本来言うならば、もつと接近させるべきものを逆に遠のかせるといふことは、これは私は年金の基本にかかわる問題だから容認することはできません。ですから、はつきりこの点では今度出されている法律については反対するといふことを端的に指摘をせざるを得ません。

そこでお聞きします。いま出されている法案は、一時的な処置なのか、必ず改善をしてスライドの実施時期をもつと短かくするように方向づけていくのか、どつちの態度をとられるのかお聞きをしたいと思います。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。

今回、御審議を賜つております法律案は、ことしの五月に行います改定について御審議を賜つておるわけでございまして、将来の方向につきましましてはいま何ともお答えを申し上げる用意がございませんので、その点はお許しをいただきます。と思います。

○寺前委員 大臣に聞きます。

年金というのは政治の非常に大きな位置を占める性格のもので、将来どうなるかわからぬというふうなことで、そんな無責任な態度で一時期の法律を見ることはできない性格のもので、ですから、総理大臣の諮問機関である社会保障制度審

議会というところでは、長期の展望に立つたところの総理大臣に対する答申を出しているところであり、昭和四十九年一月二十八日の社会保障制度審議会の答申に「国民年金の保険料については、昨年答申したとおりである。また、さきの建議の趣旨に沿ひ、年金スライド制はそのタイムラグの短縮をはかるとともに、インフレーション下における特別な財源調達工夫とその社会保障各分野に対する適正な配分について、この際早急に検討すべきである。」というふうな前からそういうことについては将来展望に立つて常に追求をしてきたのであります。特に、昭和五十二年十二月十九日の制度審におけるところの建議というのはもつと端的にこう言つております。「六十五歳に達して以後どれだけの年金が確実に給付されるかは、老後の生活安定のための必須条件である。その意味では、年金は所得保障のためのものだと言わなければならない。」ちゃんと言つていふうちに長年にわたつて総理大臣の諮問機関であるところでは、長期展望に立つて個々の法律についても検討をし、毎年答申を出してきたものです。

大臣、どうですか。そういう展望のもとにおいて、いま二つの動きがあるわけですが、社会保障制度審議会が食える年金でなければだめなんだ、明確にそれを打ち出すべきだ、そのためには短縮してスライドをやつていかなければだめだ、こう言っているわけですが。

ところが、一方で臨調の方ではどう言つていますか。臨調の第一次答申を見ると、「支給開始年齢の段階的引上げ等給付の内容と水準を基本的に見直し、保険料を段階的に引き上げる等、年金制度の抜本的な改正を検討し、早急な実施を図る。」こちらでは内容の水準を下げるといふ方向が具体的にに出てきているし、それがいまの法案となつて出てきているわけでしょう。ですから私は、一時的なのか将来の展望に立つのか、これは基本問題だからはっきりしない、長年にわたつて、総理大臣の諮問機関でははつきりと所得保障として位置づけなさい、こう言っているのです。あなたは

どつちの立場をとるべきだといふふうにお考えになりますか。

○田澤国務大臣 年金についての将来の問題については、ただいま御指摘のようにいろいろな機関で提案があるわけございまして、したがいましで、私たちとしては将来の年金のあり方についてはやはり今後一元化をするといふことを基本としながら、十分これから検討をしていかなければならない問題である。また、いま年金の抱えている課題というものは非常に大きいと思うのです。したがいまして、私たちとしては極力年金に対する安定姿勢、安全性といふものを確保するために今後とも努力をしてまいりたい、かように考えているのでございまして、今回の法案についてはいま局長から答弁されたような理由によるものでありますので、御理解をいただきます。と思います。

○寺前委員 基本的に、率直に指摘してもらいます。年金といふのは老後の問題、障害者の問題、それは非常に大きな政治の問題です。それですべてを期待を持つ、政治があつてよかつたなあと云える性格のもので、中途半端な態度ではこの問題は許されない問題だ。私はあえてもう一度強く、生きる問題として生活を守る問題としてもつと真剣に考えていただきたいといふことを強調したいと思ひます。

第二番目に、昨年、農林年金法の改正によつて遺族の範囲の見直しの問題が出ました。それまでは組合員期間が十年以上である者の配偶者については無条件に遺族年金が出ました。しかし、組合員期間十年未満と同じように、十年以上である者の配偶者についても死亡した者との生計維持関係が必要だといふふうな去年の法改正で変わったわけですが、いままでならば当然遺族年金をもらえていた人が、遺族年金の受給資格がなくなるといふ事例が新しく二二年の間に生まれてきたわけですね。

私のところに来ている手紙の中にこういうのがあります。ことしの三月に農協に勤続二十五年の女性の職員が亡くなりました。四十四歳です。

遺族を見るとお子さんが二人、十六歳と十二歳、入院中のおばあさん、そして農協に勤めておられる御主人です。ところが、この御主人の年収といふのが二百四十万強。そうすると、奥さんよりも旦那さんがたくさん収入があつた。それが二百四十万強になつてゐる。ですから、あなたはせつかくすけれどもお渡しするわけにはいきませんといふことになつてくるわけですね。奥さんと共稼ぎによつて一家の生計を確立しておつたもので

す。その奥さんが亡くなつてゐる。奥さんは万一のことを考えて年金といふのをずっとかけてこられた。ところが途端に奥さんが亡くなつて、収入が入らないだけではありません、遺族年金もまた入らないといふ事態になつてくるわけですね。これは家庭にとつては非常に深刻な問題だと言わなければならぬ。地方公務員共済の場合には、昭和五十六年でいふならば、旦那さんが五百四万までの収入の人だつたらそういう場合でもめんどう見ましようといふことになつてゐる。ことしの法律の成立によると、五百二十八万までよろしいといふことになつてゐる。そうすると、農林年金との間には二倍の差がついてゐる。私は年収において五百二十八万といつたつて、それはそのくらいのめんどうを見なかつたならば、夫婦共稼ぎで一家をなしている以上は、だめだろうと思ふのです。同じように共済の制度でありながら、何でこつた配慮ができないのだらうか。二百四十万といふ金額を決めた時期はいつなんだ、昭和四十八年といふずっと前の時期ではありませんか。これだけ期間、同じ二百四十万のままでなぜ据え置いておかなければならぬのか。私はひどい話だなと遺族の立場に立つたら強く感ずるものです。これが一点です。

もう一点は、奥さんが亡くなつて、いまのところは旦那さんの収入があるかもしれないけれども、数年たつたらやめてしまふといふ事態になつたときには、一層深刻になるのじゃないでしょうか。とするならば、その数年たつた先に収入がたんと落ちてくる段階のことを計算するこ

とも、また一方で考えなければいかぬのじゃないだろうか。私は、そういう問題について、認定基準の運用という皆さんが出しておられる基準の内容を見せたいと思います。第三条の(3)では「組合員の所得を超える所得を有する者でも、組合員の所得を超える所得を将来も継続して得られるという心証の得られない者」また(5)では「組合員又は組合員であつた者が死亡した当時において、二百四十万円程度以上の恒常的な収入を有すると認められる者以外の者」は受給資格があるとされている。この項を考えてみたら、運用の仕方によっては十分に配慮してめんどうを見ることができるといふふうに思うのですが、たとえば、このだんなさんが三年たつたらやめるといふことになつたらどうなるのか、四年たつたらどうなるのか、五年たつたらどうなるのか、それはその人の家財道具一切、全体の財産を見て検討するといふのか、そこはどういうふうにかの運用がされていくのだろうか。

私は、せつかくの年金に期待をかけているところの多くの勤労者の立場を考えるならば、最大限の運用というのはいふにふいふになされるのかというのを第二番目にお聞きをしたいと思うのです。まずそれだけやってみよう。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。

先生御指摘のように、認定基準によりますと、例の所得の比較問題でございしますが、「組合員の所得を超える所得を将来も継続して得られるという心証の得られない者」といふふうに書いてございします。ですから、現状において組合員の所得を超えているからといって、機械的にだめだということになるようにはなつておられないわけでありま

す。だから、将来も継続して得られるという心証がなければ救済をし得るわけでございます。それからさらに、二百四十万円の問題につきましても、「二百四十万円程度以上の恒常的な収入を有すると認められる者以外の者」ということでございします。恒常的な収入というのが何であるかといふことの解釈問題として救済し得る余地

はあるわけでございます。その点は先生の御指摘のとおりであろうと思ひます。

それから、二百四十万円という金額が地方公務員の場合と比べて不均衡がある、あるいは決めてからずいぶん年数がたつておるではないかという御指摘の点につきましては、私どもも、地方公務員の場合と金額が異なる、あるいは決めてから若干の年数がたつておるというところは、先生御指摘のとおりだと思ひます。現在の段階において二百四十万円というのが果たして最善の数字であるかどうかといふことについては、研究をする余地のある問題であるといふふうに思つております。

○寺前委員 言いたいことがありますが、次に移ります。

次に、全共連が七月からスタートを予定しておられるところの適格退職年金制度についてお聞きをいたします。

これは一番大きな問題は、企業年金の場合と同じように、インフレによるところの目減りをどうしてくるのだという問題に私はなるだろうといふふうに思ひます。この適格退職年金制度に、そういう意味ではスライド制という問題は考えないのかどうかといふのが一つです。

それから二番目に、年金資金を運用して運用利益差というものが生まれてきます。この運用利益差というものを目減り防止の財源として有効に使つていくというわけにはいかないのだろうか。これが二番目です。

それから三番目に、その適格退職年金制度ですが、一時金の選択とそうでない年金と二つの問題が出てくると思うのです。そこで、その選択は自由でできるのかどうか。

この適格年金は物価スライド制をとつておりません。それで、物価スライド制を導入しようといひしますと、現在の設計より相当な掛金負担の加重が予想される、あるいは長期的な物価変動の織り込み方というのには設計上きわめてむづかしい、そういう問題がございまして、現在の適格年金には物価スライド制はとつておりません。これは必ずしも全共連がやります適格年金だけの特殊事情といふことではございせん、信託、生保が扱つております適格年金につきましても同様に物価スライド制というのは現在のところ行われておらないわけでございます。

それから、年金の資金を運用した場合の利益差の使い方がどうなつておるかという問題でございしますが、この運用益のうち、まず予定利率五・五%に相当分については、これは設計に基づいて積立金に充当されております。これを超える利益差につきましましては、まず過去勤務債務に係る積立金に充当することになつております。それで、過去勤務債務に係る積立金に充当して残金があります場合には、これは契約者たる農協に割り戻しをしております。この割り戻された金額につきましましては、これは特段の使い道の限定はございせんので、契約者たる農協がそうしていいといふふうに考えれば、それを掛金に充当して年金額の増額を図ることは可能でございします。ですから、そういう意味では、物価スライドの効果も十全に持つかどうかはわかりませんが、物価上昇分の何がかはこ

ういう方法で補てんをするといふことは、その気になれば可能でございします。

それから、一時金との選択制の問題でございしますが、まず、退職年金の支給要件が満たされない場合、これは当然一時金しかないのでございまして、選択といふことではございせん。選択といふ問題が起りますのは、退職年金の支給要件を満たしている場合であつても、受給者の選択によつて一時金の方がいいと言へば一時金になるといふ場合でございしますが、これは、次のような場合は申し出により一時金が選択し得ることになつ

ております。

一つは、災害でございします。それからもう一つは、重疾病あるいは重度の心身障害または死亡、それから、住宅の取得、それから、生計を一にする親族の婚姻または進学、債務の弁済、その他前各号に準ずる事実といふのがあれば一時金を選択し得ることになつております。したがしまして、無条件に一時金を選択し得るといふことではございせんが、まとまった金が必要という原因として目ぼしいものは、一応選択一時金を選択し得る可能性のケースとしては網羅しているように思つております。

○寺前委員 それで、厚生年金の場合であつたら、その基金制度の意思決定機関として代議員会といふのを設けて、そして事業主と加入者の代表によつてその意見を反映して運営をやつておるといふことが行われていますが、この適格退職年金制度においては、そういう意思決定機関というのが編成されるのですか、いかがなものでしょうか。

○佐野(宏)政府委員 厚生年金の場合に代議員会という制度があるのは先生の御指摘のとおりでございしますが、これは従業員の保険料負担があつて、それで厚生年金保険の一部を代行しているという性格がございします。それで、代議員会が設けられておる、そういう事情であるといふふうに承知をしております。それで、適格退職年金共済の場合にはこのような公的年金としての性格がないといふことで、このような仕組みをとるといふことにはなつてないわけでございしますが、ただ、年金の問題は農協の職員労働条件の重要な構成要素でございします。現実には、いかなる年金が支給されるかといふことにつきましては、農協は就業規則の中にこれを記載しておるわけですから、それで、労働基準法によりまして就業規則の記載事項といふのは、その前に当然従業員の意見を十分聴取しなければならぬといふことになつております。で、そういう意味で、従業員の意見を述べる機会といふのは保証されておりますし、それからさらに、就業規則の記載事項でございしますから、農協

労働者がこれに不満があれば団体交渉を通じて労働協約を締結するという形で意見を使用者側に突きつけていくというルートはあるわけでございませう。

○寺前委員 直接的な運営に対する意見を吐く場を検討されてもいいのじゃないかと思いますが、それはおいておきます。

最後に年金の分野で、せっかく年金のことですの、厚生省お見えでございましょうか。——現在の厚生年金の場合には、初診時から五年以内に障害等級に該当しないと障害年金が受けられないということになります。ところが、これでは現状に合わないという問題がいろいろ出てきます。慢性肝炎とか腎炎とかあるいはリウマチとか、目でいえば緑内障とか、慢性病の病気にかかって進行していく場合、相当時間がたつてから障害が進んでくるというような問題が出てくると思うのです。それが五年以内ということになってくると、少しそこでは矛盾が起こってくる。しかも、それだけではなくして、国民年金や共済の場合とそれぞれの取り扱いが違っていると思うのです。こういうことを考えると、事態に合うようにもっと統一的な改善方向を打ち出されるべきではないだろうかというふうに思うのですが、どういうふうな見解をお持ちになるのか、どういう作業をしておられるのか、お教えをいただきたいと思ひます。

○山口説明員 御指摘いただきましたように、厚生年金の事後重症制度、これは昭和五十一年の制度改正によって導入されたものでございしますが、御指摘ありましたように、これによりまして進行性の傷病等についても障害給付が支給されるというふうな点で、大変改善が図られたわけでございませう。

この制度を導入いたしましたときになぜ五年に限ったのかということにつきましては、いまさら申し上げるまでもありませんが、厚生年金、民間の労働者の方々の相互扶助の考え方によりまして社会保険システムをとっておりますので、その保険事故であります傷病が加入期間中に発生したものの

かどうかということが非常に大きな要因になるわけでございませう。したがって、これを判断する材料といたしまして、現行の制度の中では医師法でカルテの所持保存義務が五年というところで定められておりますので、そういった点も考慮いたしまして五年という期限を切つておるわけでございませう。

御指摘は、この五年というものを撤廃すべきではないかということとございませうが、御指摘いただきました問題点があるということは私も十分認識をいたしております。また、実際の運用面におきまして、その廃止を認定すべき日におきましてその時点だけを厳密に見るということではなくて、一年くらい先までも実際の考慮の判断に入れるとかいろいろ工夫をしているわけでございませうけれども、まだ救済し切れないケースがあるというところは私も十分認識をいたしております。先ほど申し上げましたような原則等考えますと大変むずかしい問題ではございませうけれども、慎重に検討をさせていただきたいと思っております。

○寺前委員 時間の都合がございませうので、年金に関する問題はこれで終わります。

次に、農協法に關係する問題について移りたいと思ひます。どうもありがとうございます。

まず第一番目に、昭和四十八年の改正で農林中金がどういうふうな活動しているかという問題について、私は気になるわけですが、系統貸し出しが、四十八年を見ますと一兆四千六百六十五億円であったものが、五十五年になると一兆六千九百九十億円で一・一五倍に農林中金の貸し出しの数字が出ています。関連産業に対する貸し出しを見ますと、一兆二千九百三十二億円で三兆三千四百八十一億円で二・五九倍になっていいます。農林中金の資金運用全体の中に占める割合は系統貸し出しが一・三二％で、関連産業への貸し出しが二六・一％とどんとその割合が倍の位置を占めるようになってしまつた。法改正というものが、結局、本来の業務をどんと変えていく性格になっている。

しかも、これだけの関連産業への貸し出しをやっている金融機関といえは、大和銀行、この国会の中にもありますが、ああいう銀行よりも上回つて、そうして東海銀行や太陽神戸銀行などに匹敵する金額になってきているわけですが、その大手の企業に対する融資の金額がですね、建設業とか、鉄鋼とか、電気、海運、商社、スーパー、あらゆる分野に、資料を見てもいいますと、ずっと広まっています。結局、農民から集めたお金があるという大手産業の金融の資金になっている。別に私は商社やスーパーを悪く言うわけじゃないのです。農民の利益に相反するようなことをやるところにともかく金融ということでは金が回つていって、結果的に、農民が泣かされるというような活動になっているというのはいさぎよく事実だと思ひます。こういうことを考えると、私は、農林中金が法改正によって系統への貸し出しよりもそういうところの方が大きくなってきているという実態というのは、何か改善をしなかつたら農民のための農協、農民のための農林中金ということにならないのではないだろうか、今日、農林中金の問題をめぐつてそのことを反省すべきではないかと思ひますが、この点どういうふうにお考えになるでしょうか。

○佐野宏政府委員 答えたいと思います。確かに、農林中金の資金運用の中で、関連産業貸し出しが大きな比重を占めるに至っておりますことは御指摘のとおりでございませう。ただ、この関連産業融資というのは、農林中金の所属団体でございませう農林漁業者を直接または間接の構成員とする団体に対する融資を行った後で、余つた資金の運用の一形態として、どうせ余つてどこかへ貸すのであれば、農林水産業の発展を図る見地から、その必要とする事業を営む法人に貸すことにする方が得策である、そういう趣旨でやっております。農林水産業の発展自体が農

林漁業生産に必要とする資材とかあるいは農林水産物の加工、販売等の事業と大きく相互依存関係があるわけでございませうから、所属団体に貸した残りの金の使い道としては有意義な融資先であるというふうに考えております。それで、農林中金といたしましては、貸す以上はやはり安全、確実な運用を図るということは預金者の負託にこたえないという意味でも当然のこととございまして、安全、確実な運用ということの結果的に大企業の比率が高くなるということもやむを得ないことではないかというふうに思っております。

それで、商社とかスーパーに融資をしておるではないかという点でございませうが、これらの商社とかスーパーもあるいは生産資材あるいは農水産物の取り扱いという意味で関連産業法人として融資をしているわけでございまして、いま申し上げましたような関連産業融資に対する位置づけの中で、商社やスーパーに対する貸し出しもやっておりますわけでございませう。それで、このような商社、スーパーの行動が農林水産業者の利益に必ずしもそぐわないような行動をとっている場合があるではないかという御指摘でございませうが、これは必ずしも農林中金の融資があるからそういう行動をやっているというわけのものでもございませう。むしろ農林中金のように農林水産業者が組織しております金融機関から融資が行われているということが、商社とかスーパーの行動が農林水産業者の不利にわたるような方向に向かうことにはいささかなりとも制約的效果がありこそすれ促進的な効果があるということとはまずあるまいというふうに思っております。

○寺前委員 まあ金が残つておるのだから貸してもうけたらいいじゃないかという発想になつていくと、農民のためのわざわざのこういう金融機関をつくつてきた、こういう事業を許してきた意図というものの性格が変わつていくのではないかと、しかも、いまもおっしゃいましたけれども、たとえばかすのこの買い占めで一躍有名になつた北商というふうなものを考えてみたときに、金が残つ

ているから貸してやって、それでしかも焦げつきまでつくられてしまったものじゃないというように考えたとき、この六十億からの焦げつきをやったあいう資金の貸し付けというのはどうだったのだろうか。私は、全体としても農林中金の貸し付けの業務の節度のあるやり方というのは研究する必要があるように思うわけだ。

そこへ持ってきて今度は、信連に対するところの法の改正です。ここではその員外利用の大幅な緩和という問題が出てくるわけですが、やはりこれもその延長線上になっていくのではないのだろうか。どういう要件でもって員外利用の大幅緩和をする信連というものを指定していくのでしょうか。一たん指定してしまつたならば、それは永久に緩和信連ということになっていくのでしょうか。要件をきちんと明示しておかなかつたならば、結局農林中金の歩んだ道と一緒にないといふことになるか。加えて、この信連という場合になつてくると、今度はその内部の体制において貸し出し審査体制というのが弱体の体制であるだけに、私は、新しいまた一層の問題が出てくるのではないかと思うのですが、その要件、どういふ時期になつたかというふうな措置をとるのか、やめるのはどういふ時期だとか、あるいはそういう貸し出し審査体制についてはどういふふうに改善をされるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。まず、員外貸し出しの特例を適用すべき信連の指定についての考え方でございますが、私どもが考えておりますのは、現行の員外貸し出し規制の枠の天井につかえようになつて信連でなければこれを指定する意味がないわけでございますから、まず、そういう信連であることが一つの要件になると思ひます。それからもう一つは、今回の措置のねらいが異常な貯貸率の低下という形で信連の資金運用の状態が不健全になつておるといふことを是正するといふことがねらいでございますので、貯貸率が低いといふことがもう一つの要件であらうと思ひます。それからもう一つ

は、貯貸率が低いからといって、会員たる単協に貸そうと思へばまだ貸し出しを伸ばす余裕が十分あるのに、安易に員外貸し出しに依存して貯貸率を引き上げよう、こういう企てを容認するためにこの特例を適用すべきものではございませんので、これは会員たる単協に貸そうと思つても貸し出しを伸ばす余地がないといふことを見きわめる必要がもう一つございします。そういう意味で、会員たる単協の貯貸率も低い、会員たる単協自体が資金ポジションが過ぎて信連に借りに来るといふことが考えられないといふことがもう一つの要件であらうと思ひます。それから、先ほど来先生御指摘の貸し出しの審査体制が充実しておるといふことがさらに要件として加えられるべきであると考えております。

こういう条件を具備いたしました信連を指定することにしたといふふうな考えておりますが、一たん指定されたからといってその地位に安住してもらつていいといふつもりは毛頭ございしませんで、これらの前提条件の少なくとも一部が欠落されるような事態になりますれば、指定は解除されるべきものであるといふふうに考えております。

それで、今回御審議を賜つておりますこのような特例措置が、中金法改正の先例にかながみて、信連の農業離れ、農民離れの傾向をさらに助長するのではないかと御心配についてでございますが、実は、現在でも信連の資金運用につきましては、有価証券運用でございしますとあるいは金融機関貸し出しという運用形態につきましては一切制限がございしません。そういう意味では、信連では現行法のもとにおきましても、相当の資金量が現に員外に流出しておるわけでございます。それで私どもは、現行法のもとでは信連から員外に資金が流出する場合の形態が有価証券運用に異常に偏つておるといふことが、信連の資金運用を非常に不健全なものにしておるといふふうに認識をしておりますので、そういう事態を是正するためには、今回御審議を賜つておりますような法律改

正が必要であるといふふうな考えておるわけでございます。

したがいまして、私どもが考えておりますのは、系統資金の外部への流出を助長するといふことをねらいとしておるわけではございしませんで、流出の形態が有価証券運用という特定の流出の形態に奇形的に偏つておるために、信連の資金運用が非常に不健全、いびつな形になつておることを是正したいといふことがねらいでございまして、私どもとしては、系統資金の系統外への流出を助長するといふことは考えていないわけでございます。もちろん、員外貸し出しが行われれば、それが必ず有価証券運用に向けられておつた資金が振りかわるだけであつて、員外への流出を助長する効果は全く持たないかといふと、そう断言できるわけではございせんけれども、私どもの意図しておりますところはいま申し上げたようなことでございします。

○寺前委員 私は、農民から集めたお金を積極的に農業振興のために使つていくところにこの業務の重要な使命があつたと思ひます。そういう点からとどん離れていく方向といふことを心配するわけですが、そういうことを考えてみると、公庫資金といふのは農林漁業金融公庫といふのがありますが、財投から原資を入れて運営してあります。この公庫資金といふのは、系統資金が不足しておつた昭和二十六年に発足してゐるわけですが、今日ではこの系統資金がだぶつてゐるという事下になつてゐるのだから、積極的に農林漁業金融公庫資金にこれらの金を使つていくといふことを研究してみたらどうなんだろうかと。

公庫資金は、五十一年で融資枠が四千九百十億円から五十六年七千九百七十億円とふえてゐます。ところが、農業近代化資金の方は五十一年以来四千五百億円でございまして、農林漁業金融公庫資金の枠といふのはずっと出超になつてゐるのだから、積極的に使つていくことを考えるといふことは大事なことでないか。ところが現実には、これをやろうと思つと公庫法の二十四条を改正し

なければならぬといふことになる。積極的にそういうところにメスを入れていくことをなぜ考えないのだろうか。あるいは、農業近代化資金と公庫資金の分野調整をして、近代化資金の枠を拡大する。たとえば、両資金にグブつてゐるところの家畜の導入資金、施設資金などは、近代化資金の金利を下げて償還期間を長くするなどといふことを前提に近代化資金が分担をする。何かそういうふうな調整をやつて積極的な役割を担つていく、そういうようなことこそものとやらなかつたならば、イーजीに、金が残つてゐるのだから貸すのだといふことでは、農協という組織がいろいろの意味において問われてくる結果になつてくるのだからといふふうには私は思ひます。その点どういふふうな考えられますか。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。ただいまの寺前先生の御指摘はまことにこもつともな問題提起であると思ひます。それで、いろいろ考えてみるべき問題があるわけでございますが、まず一つは、農林漁業金融公庫に系統資金を活用することはできないかといふ問題でございます。実は、農林漁業金融公庫の資金の主力をなしますのは、土地改良でございしますとか林道でございしますとか造林でございしますとか基盤整備関係の資金で、大償還期間の長いものでございします。それで、農協系統の場合には確かに資金は量的には大変だぶつておるわけでございますが、そういう基盤整備型の投資に充当し得るほど長期間固定をしていい、そういう性質の資金であるかどうかといふことにつきましてはいささか問題なしとしない点がございします。その点が公庫が受け持つております融資対象の分野の大変ユニークな点でございまして、その点、系統資金をそのような使い道に充当する場合の適格性といふことについてちよつと問題があるように存じます。それからもう一つは、農協系統それぞれやせても枯れても金融機関でございしますので、農業者の資金需要があるといふことであれば、農林漁業金融公庫を迂回して資金を御用立てするといふこと

ではなくて、直接融資をするというのが金融機関としてあるべき姿勢ではないかと思ひます。そういう意味におきましては、農業近代化資金をさらに拡充をして、現在、農林漁業金融公庫に向けられておるような資金需要のうちの幾らかでも農業近代化資金の方へシフトさせるということについては、私どもも研究をしてみるべき必要があると存じます。

ただ、現在融資対象になっております個々の施設の名称を見まして、農林漁業金融公庫と近代化資金とで重複しておるではないかという御指摘がございますが、この点につきましては全国津々浦々の農協の資金ポジションというのはそれぞれいろいろ落着がございまして、ところによつては必ずしも長期資金とは言えないようなものでも、農協が十全には対応し切れないというような分野もあるわけにございまして、そういうところは品目のリストから言えば公庫資金と近代化資金とがダブっているように見えますけれども、逆に言いますと、ある程度ダブらせておかないと落ちこぼれが生じかねないということがございまして、なかなかようかんを切つたようには整理しにくいわけにございまして、近代化資金の拡充にさらに努めるべきであるという点については、御指摘もともに存じますので、研究させていただきますかと思ひます。

○寺前委員 私、こういうやり方をしていったら次には単協という問題が出てくるんじゃないだろうかというように思ふのです。単協も緩和という方向に行かざるを得ないということになりませんか。どういふことになりませんか。

○佐野(宏)政府委員 まず、先生御指摘のような事態が仮に到来すると思ひますと、恐らくわが国の農業協同組合制度の根幹にかかわるような大問題でございまして、私どもとしては絶対そういう事態を招来させてはいけなかつたと思つておるわけにございまして、幸いにして現在、単協の段階では員外利用規制の上限につかえそうになつてゐる単協というものはごく例外、ほとんど皆無といつて

もよろしうございまして、何しろ、何と申しましても直接農民と向かい合つて農業者の資金需要を直接受けて立つ立場にゐるのが単協でございまして、先生御指摘のような事態に立ち至るということは万々あるまいと思つておりますが、同時に、そういう事態を招来することが絶対あつてはいけないというふうには私どもも決意をしております。

○寺前委員 時間が余りありませんので、私は、最後に三つの問題点についてお答えをいただきますかと思ふのです。

一つはオンライン化の問題です。オンライン化の問題については、全国農協全銀内為制度加盟推進本部というところが、「農協の全銀内為制度加盟にかかる組織の整備方針」というのを読みますと「農協の合併が完了することが、農協の全銀内為制度加盟を実現するうえでのキーポイントと考えられる。」と書いてある。農林省は、合併をしないことにはオンライン化できないのだ、だからオンライン化するためには、逆に言うたら合併させるのだという方針をとつておられる方に対してどういふふうにお考えになつてゐるのか。これがオンラインの一点です。

オンラインの第二点は、これは県名を挙げるのはどうかと思ひますが、たとえば、滋賀県の農協中央会連合会が出しておられる「全銀内為替制度加盟について」という文書を見ますと、ここでは「全銀内為替制度では農協であれば全農協が、信用組合であればすべての信用組合が、同時一斉に加盟することを条件にしています。農協によつて加盟したり、加盟しなかつたりは認められません。業態の同時一斉加盟が全銀内為替制度加盟に欠かせない条件です」とまで、としかく全部入れ、入らなんだらだめなんだ、こういうふうには言ひ切つてゐるのです。そういうものなのだろうか。これがオンライン化に伴うところの二番目です。

オンライン化に伴うところの三番目は、昭和四十八年に自己為替取り扱い認可基準というのを大蔵省銀行局長と農水省の経済局長のお名前前で通達

を出しておられますが、これではかなり厳しい認可基準になるのだけれども、これは緩和をしなければならぬのじゃないでしょうか。

第四番目に、このオンライン化をすることによつて莫大な金がかかる。小さい農協においてはいろいろな問題が起こつてくる。それを強引に進めて合併させていくというやり方ではなくして、母店方式というのがありますよ、そういう指導をされるべきではないのだろうか。

オンラインについて、この四点についてお答えをいただきますかと思ふのです。

それからもう一つの問題は、これと同時に、金融機関が週休二日という問題を出しています。週休二日をやるうというのだったら、全農協の方で言つていますが、半年間の準備をやらなかつたらできないというのを言つてゐるわけですね。いまの体制で来年の四月から実施をするということをする問題として出てきます。

そしてもう一つは、店を閉めるということになつたら、その人をよそへ持つていって働かさなければならぬだろうという意見を言う人がおります。しかし、労働省の指導方向というのは、週休二日というのは時間短縮を目的とするのだということをおぼろげに通達で関係知事さんの方へ出してあります。農林省はその立場をとられるのかどうか。これらについて一括してお答えをいただきますかと思ふのです。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。まず最初にオンラインについて四つのお尋ねがございまして、まず業態ごと一括加盟という点からお答えをさせていただきます。

業態ごと一括加盟というのは、オンライン化に伴ひまして為替を引き受ける場合に、何とか県何とか村農協協同組合は全銀の内為制度に加入してゐるかどうかということを一々台帳をひもといて調べた上でお引き受けをするというのでは、そういう繁雑な仕事をすべての金融機関にお願いすることはできないわけにございまして、農協と名が

つけば全部入つてゐる、信用金庫と名がつけば全部入つてゐるということになればこの制度にはのせられない、そういう事情がございしますので、これは私どももやむを得ることであらうというふうには思つております。

それから、これと四十八年に制定いたしました内国為替取り扱ひの承認基準との関係についてでございます。そういうことでございまして、業態ごと一括ということにございまして、全部の農協が一斉につき合ふなければいけないわけにございまして、その中で四十八年通達をそのまま存置しようと思つれば、無理やりに貯金額が十億円以上になるように合併しなければいけないとかそういう問題が起こつてくるわけにございまして、それで私どももいたしましては、農協合併というのはオンラインのために合併をするなんというところは邪道でございまして、その利害得失を組合員の皆さん方が冷静に比較考量された上で、合併の可否をお決めいただくべきものであるというふうには存じますので、そのためには四十八年通達は緩和する必要がありますかと思ひます。

緩和の中の一つの形態としては、弱小の単協につきましては当面、為替業務のうちのいろいろな事務を信連が代行するというような便法も取り入れまして、すべての農協が無理なく内国為替を扱い得るようになつていきたいというふうには考えております。したがって、合併というののも一つの処理の形態ではあり得ようかと思ひますが、本来を転倒してオンラインのために合併することを指導していただくのは農林水産省としてははなはだ本意に存じておらず、むしろそういうやむを得ざる場合には、四十八年通達の緩和によつて信連代行等も含めて対処してまいりたいというふうには考えております。

それから週休二日制の問題でございまして、週休二日制の問題につきましては準備期間が要することと御指摘のとおりでございまして。私どもが承知しておりますところは、全国農協中央会では単協レベルでの組合員の合意を得ることを前提にし

て、来年の三月までに週休二日制に切りかえるためのコンセンサスづくりを実現することを努力目標にして、せっかく努力中であるというふうに承知をいたしておりますので、その方向で結実することを私どもも期待をしております。

それから週休二日制に伴う労働条件の変更をめぐる先生の御心配の点でございますが、私どももいたしまして、週休二日制というのは当然労働条件向上の方向に向かつての週休二日制ということでなければならぬということでございますので、細部の処理の仕方につきましては、これは労働使間の交渉でお決めいただくことでございますから、私どもは立ち入ることは控えませんが、方向としてはそのような方向であるべきものであるというふうにご心得しております。

○寺前委員 お約束の時間が来ましたが、一問だけ大臣に最後にお願したいと思っております。

先ほどから私申し上げておりましたように、農林中金とかあるいは今度の信連の緩和の問題などが出てくると、全体として農協の存在というものがおかしくなるにないだろうか。私は、そういう危惧から今度の法案に対しては反対をするものです。しかし、同時に農協という分野については、まだまだいろいろな分野で考えてみる必要があると私は思うのです。たとえば、農林省の統計情報部の資料を見ても、昭和五十四年度の農業就業人口は六百七十三万人ですが、そのうち四百二十一万人、すなわち六二・二％が婦人だ、こういうのです。ところが組合員の中の婦人というのは八％です。働いているのは過半数が婦人でありながら、組合員になっていないのは八％。まして組合の役員に進出しているのは〇・〇三％です。一般の団体の場合だったら御婦人は〇・三％まで進出しているという。農協の場合に限ってこれだけおくれしているのだ。僕は、婦人の地位の向上のためにも、積極的な活動を農水省としてはやらなければいけないというふうに思うのです。そういうことから考えるならば、全国で婦人の農協組合員が一〇％以下というところが二十九県ある。

る。婦人役員についても、全国平均にいていないところがこれだけある。ちゃんと調べて、そして具体的に改善計画を農水省として指導していくというのをやっていく必要があると思っておりますが、御所見を聞いて、終わります。

○田澤国務大臣 農村における婦人の役割りというのは非常に大きいと思うのでございます。したがって、それが農協活動に与える影響も非常に大きいわけでございます。いま御指摘の問題等については、それぞれ自主的な団体でございまして、私たちがしても、極力そういう線に沿って指導はいたしますもの、やはり農協は農協として自主的な共同組織でございまして、そういう点はおのずと農協の中から出てこなければならぬ問題だ、私はかように考えております。

○羽田委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○羽田委員長 ただいま議題となっております両案中、まず、農業協同組合法の一部を改正する法律案について議論を進めます。

これより討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

農業協同組合法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○羽田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○羽田委員長 この際、本案に対し、渡辺省一君外四名から、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党、国民連合及び新自由クラブ、民主連合五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。田中恒利君。

○田中(恒)委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党、国民連合、新自由クラブ、民主連合を代表して、農業協同組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議について、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

農業協同組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

わが国農業をめぐる内外の厳しい諸情勢に對し、農業の新たな展望と、その振興を図るため、農協組織の果たす役割はますます重要となつてきている。

このような重大な使命に應え、その責務を全うするため、農協組織としては、最近における社会経済環境や組織基盤の変化に積極的に対応し、組合員への最大奉仕という農業協同組合本来の目的に即した組織・事業運営の展開を通じて、協同組合としての特性を発揮すべきことが求められている。

よって、政府は本法改正を機に左記事項に留意しつつ農協組織がその本来の使命を達成できるよう適切な指導、監督を行い、その運営の健全かつ適正を期すよう努めるべきである。

記

一 農協、連合会を通じ、執行体制の整備と責任体制の確立を図るとともに、農業生産の拡大強化に力を注ぎ、協同活動を強化して、営農、生活指導を軸におく農協の組織、事業の展開に努めること。

二 農協、連合会は農業経営の拡大発展を基盤におく経営を強化し、信用・共済事業に依存している経営体質を改め、各種事業の有機的連携を確立して、事業運用の効率化、経営の刷新強化を図ること。

特に、農産物の販売事業については、地域農業の再編に對し、組合員の期待に應えらるるようその販売機能の拡充に努めること。

三 金融機能については、系統信用事業の効率化・コスト低減を図り、組合員の営農、生活面

の資金需要に積極的に対応すること。

なお、金融機関のオンライン体制の拡充に即応し、事務処理体制に万全を期するとともに、信連の員外融資については、地域還元を基本とし、かつ、融資の健全性に十分配慮した運用を確保すること。

また、週休二日制については、農協においても他の金融機関の動向に即し円滑な導入を図ること。

四 地域社会との調和を図り、組合員中心の事業運営を徹底するため、員外利用制限の規定を遵守させ、購買店の設置・運営の改善、さらには協同会社の設立・運営について適正な措置を講ずるとともに、一部農協の事業運営に関する内外からの批判については指導の徹底を図り、これを払拭すること。

五 農協、連合会の健全運営を維持するため、内部監査体制の整備充実を図るとともに、行政による検査の充実を図ること。

六 今後の農業、農村の変化を展望しつつ、都市農協の将来のあり方について、長期的課題として取り組むこと。

右決議する。

以上の附帯決議の内容につきましては、委員会の審議を通じ、委員各位の十分御承知のところでありますので、説明を省略させていただきます。何とぞ委員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○羽田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

渡辺省一君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○羽田委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、田澤農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。田澤農林水産大臣。

○田澤國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力いたしてまいりたいと存じます。

○羽田委員長 次に、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について議事を進めます。

この際、本案に対し、亀井善之君提出の修正案並びに串原義直君外四名から、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブ・民主連合共同提出の修正案が、それぞれ提出されております。

而て修正案について、提出者から、順次趣旨の説明を求めます。亀井善之君。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案
(本号末尾に掲載)

○亀井(善)委員 私は、自由民主党を代表して、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案について、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付したとおりであります。技術的な条文でございまして、朗読を省略し、以下、修正点を簡単に申し上げます。

修正内容は、原案において、「昭和五十七年五月一日」と定めている施行期日について、すでにその期日が経過しておりますので、これを「公布の日」に改めるとともに、原案において、昭和五十七年四月一日施行となっている掛金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の改定に関する規定に

ついて、「施行」を「適用」に改め、これに伴う必要な経過措置の整備を行うとするものであります。

以上が、修正案の趣旨及び内容であります。何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○羽田委員長 次に、串原義直君。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案
(本号末尾に掲載)

○串原委員 ただいま議題となりました昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ・民主連合を代表して、その提案理由及び内容につきまして御説明申し上げます。

今回、政府から提案されました農林漁業団体職員共済年金改定案は、恩給法、国家公務員、公共企業体職員の年金改定に準じて共済年金受給者の年金額の引き上げ、処遇の一層の充実を図るとしておりますが、年金改定の実施時期は例年より一カ月繰り下げて五月からとされております。

周知のとおり、共済年金改定の実施時期は、昭和四十八年度の十月から順次改善され、五十二年以降は四月実施が定着してきていますのであります。四月実施でも年金受給者にとりましては、現職者の給与改定と比べますと一年おくられて改善されているのが実情なのであります。それをさらに一カ月おくらせようとする政府の提案は、これまで進めてきた年金充実の方針転換にはかならないのであります。現在の農林年金受給者は十萬五千五百余人であります。これらの人々にとっては

処遇の改善よりも福祉の後退となるのであります。高齢化社会を迎えるに当たって年金の充実は欠かせませんが、今回の措置はそれに逆行し老人の生活を不安にさせるもので、かかる福祉の後退を行うべきではありません。私たちは、このような立場から修正案を提出するものであります。

修正案の案文はお手元に配付してありますが、その内容は、年金改定の実施時期の五月を一カ月繰り上げ、例年どおり四月から実施しようとするものであります。

以上が修正案提出の理由と内容であります。委員におかれましては、よろしく御賛成いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○羽田委員長 これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

この際、串原義直君外四名提出の修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見があればお述べいただきたいと存じます。田澤農林水産大臣。

○田澤農林水産大臣 ただいまの修正案につきましては、政府としては反対であります。

○羽田委員長 両修正案に対して別段御発言もないようでありますので、原案並びに両修正案を一括して討論に付するのであります。別に討論の申し出もありませんので、採決に入ります。

まず、串原義直君外四名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○羽田委員長 起立少数。よって、串原義直君外四名提出の修正案は否決されました。

次に、亀井善之君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○羽田委員長 起立多数。よって、亀井善之君提

出の修正案は可決されました。次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○羽田委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○羽田委員長 この際、本案に対し、亀井善之君外五名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブ・民主連合六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。亀井善之君。

○亀井(善)委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ・民主連合を代表して、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議について、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本制度の健全かつ円滑な運営を図るため、左記事項に検討を加え、その実現を期すべきである。

記

一 本制度の給付水準を維持、向上させるとともに増大する不足財源に対処するため、その財政基盤の強化に努めること。

なお、昭和五十七年度から同五十九年度までの間減額されることとなった国庫補助額については、財政再建期間終了後すみやかに適正な利子を付して、その減額分の補てんを行うこと。

二 既裁定年金の改善については、公務員給与の引上げに対応した自動スライド制の導入を検討すること。

三 退職年金等の最低保障額の新・旧格差の是正に努めるとともに遺族年金の給付の改善を検討すること。

四 農林漁業団体の経営基盤の強化に努めるとともに、これら団体職員の定年制の延長等雇用条件の改善が図られるよう適切な指導を行うこと。

右決議する。

以上の附帯決議案の内容につきましては、委員会の審議を通じ委員各位の十分御承知のところでございますので、説明は省略させていただきます。何とぞ委員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○羽田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

亀井義之君外五名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○羽田委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について、田澤農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。田澤農林水産大臣。

○田澤農林水産大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○羽田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○羽田委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○羽田委員長 次回は、明十三日木曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。午後六時十六分散会

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

(亀井義之君提出)

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条及び第二条を次のように改める。

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十条第一項の規定は、昭和五十七年四月一日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に組合員であつた者の昭和五十七年四月から施行日の属する月(施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。)までの標準給与のうち、その月額が七万六千円以下である標準給与(その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が七万四千円以上七万六千円未満であるものを除く。)又は四十二万円である標準給与(その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が四十二万五千円未満であるものを除く。)は、当該標準給与の月

額の基礎となつた給与月額を改正後の法第二十条第一項の規定による標準給与の月額の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十七年九月までの各月の標準給与とする。

附則第五條中「前三條を」を「附則第二條から前条まで」に改め、同条を附則第六條とする。

附則第四條中「第三條の規定による改正後の三十九年改正法」を「改正後の三十九年改正法」に改め、同条を附則第五條とする。

附則第三條中「第一条の規定による改正後の法」を「改正後の法」に、「第三条の規定による改正後の三十九年改正法」を「第三條の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「改正後の三十九年改正法」という。)」に、「この法律の施行の日」を「施行日」に改め、同条を附則第四條とする。

附則第二條の次に次の一條を加える。

(掛金に関する経過措置)

第三條 前条第一項の規定により改定された標準給与の月額を標準とする掛金の算定は、昭和五十七年四月分以後の掛金について行ふものとす。同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

(串原義典君外四名提出)

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第一條の十四第一項、第三項及び第四項の改正規定並びに同法第二條の二十五第一項の

改正規定中「昭和五十七年五月分」を「昭和五十七年四月分」に改める。

第一条のうち、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第四條の十第一項から第三項までの改正規定中「昭和五十七年五月分」を「昭和五十七年四月分」に改め、同条第六項の改正規定中「昭和五十七年四月分」を「昭和五十七年三月三十一日」に、「同年五月分」を「同年四月分」に改める。

附則第一條及び第二條を次のように改める。

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十条第一項の規定は、昭和五十七年四月一日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に組合員であつた者の昭和五十七年四月から施行日の属する月(施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月。次項において同じ。)までの標準給与のうち、その月額が七万六千円以下である標準給与(その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が七万四千円以上七万六千円未満であるものを除く。)又は四十二万円である標準給与(その標準給与の月額の基礎となつた給与月額が四十二万五千円未満であるものを除く。)は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を改正後の法第二十条第一項の規定による標準給与の月額の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十七年九月までの各月の標準給与とする。

附則第五條中「前三條を」を「附則第二條から前条まで」に改め、同条を附則第六條とする。

附則第四條中「第三條の規定による改正後の三十九年改正法」を「改正後の三十九年改正法」に改め、同条を附則第五條とする。

附則第三条中「第二条の規定による改正後の法」を「改正後の法」に、「第三条の規定による改正後の三十九年改正法」を「第三条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正後の三十九年改正法」という。）」に、「この法律の施行の日」を「施行日」に、「昭和五十七年五月分」を「昭和五十七年四月分」に改め、同条を附則第四条とする。

附則第二条の次に次の一条を加える。

（掛金に関する経過措置）

第三条 前条第一項の規定により改定された標準給与の月額を標準とする掛金の算定は、昭和五十七年四月分以後の掛金について行うものとし、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費は、昭和五十七年度において二千百万円の見込みである。

昭和五十七年五月十九日印刷

昭和五十七年五月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P